

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【事業年度】	第39期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフ・ドゥ
【英訳名】	GOLF・DO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐久間 功
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048)851-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 並木 健二
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
【電話番号】	(048)851-3111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 並木 健二
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	5,731,039	6,058,108	5,773,318	5,917,036	6,184,822
経常利益又は経常損失 () (千円)	248,513	89,660	37,543	37,330	90,310
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	227,860	41,239	51,155	17,545	67,357
包括利益 (千円)	244,137	64,551	17,003	22,184	87,094
純資産額 (千円)	789,769	844,254	801,670	822,899	878,844
総資産額 (千円)	3,362,344	3,291,202	3,373,261	3,837,579	3,882,014
1株当たり純資産額 (円)	152.06	162.44	154.04	155.97	169.82
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	45.46	8.23	10.20	3.50	13.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	44.55	8.01	-	3.40	12.98
自己資本比率 (%)	22.7	24.7	22.9	20.4	21.3
自己資本利益率 (%)	36.1	5.2	-	2.3	8.4
株価収益率 (倍)	4.18	23.88	-	52.86	20.57
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	51,681	210,154	39,792	55,941	110,239
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	123,256	120,166	121,131	209,442	214,115
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	78	162,045	83,131	374,916	108,432
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	724,617	655,352	671,090	891,717	687,111
従業員数 (人)	138	133	128	126	122
(外、平均臨時雇用者数)	(146)	(161)	(176)	(196)	(214)

(注) 1. 第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第37期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第37期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	4,605,892	4,910,196	4,790,861	5,057,736	5,248,629
経常利益又は経常損失 () (千円)	224,156	120,178	36,095	33,851	58,078
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	204,320	74,097	46,345	45,496	38,325
資本金 (千円)	515,838	515,838	515,838	515,838	515,838
発行済株式総数 (株)	2,605,642	2,605,642	2,605,642	2,605,642	5,211,284
純資産額 (千円)	689,728	753,759	681,833	726,374	733,550
総資産額 (千円)	3,051,690	3,032,986	3,037,306	3,584,743	3,667,691
1株当たり純資産額 (円)	132.10	144.38	130.14	136.71	139.94
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	5.00 (-)	10.00 (-)	5.00 (-)	5.00 (-)	3.00 (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	40.76	14.78	9.25	9.08	7.74
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	39.95	14.40	-	8.82	7.38
自己資本比率 (%)	21.7	23.9	21.5	19.1	18.6
自己資本利益率 (%)	37.1	10.7	-	6.8	5.6
株価収益率 (倍)	4.66	13.29	-	20.37	36.18
配当性向 (%)	6.13	33.83	27.03	27.53	38.76
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	124 (144)	120 (159)	117 (171)	115 (190)	117 (210)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX) (%)	87.9 (102.0)	92.9 (107.9)	89.0 (152.5)	90.2 (150.2)	134.9 (202.2)
最高株価 (円)	558	430	428	399	369 (433)
最低株価 (円)	358	361	362	369	165 (331)

(注) 1. 第39期の1株当たり配当額については、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項になっておりません。

- 第37期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第37期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 第37期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
- 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より名古屋証券取引所ネクスト市場におけるものであり、それ以前については名古屋証券取引所セントレックスにおけるものであります。
- 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第35期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第39期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

年月	事項
1987年9月	ビデオレンタルを目的に埼玉県浦和市に出資金5,000,000円で有限会社プラス・ワン設立
2000年4月	有限会社プラス・ワンを組織変更し、株式会社ゴルフ・ドゥ設立(資本金12,000,000円)
2000年5月	株式会社ボックスグループより『ゴルフドゥ!』のフランチャイズ事業及び直営店にかかる営業を譲り受け、同事業を開始
2000年6月	本店を浦和市から与野市(現さいたま市)に移転 第三者割当による新株発行(資本金1,052,122,800円)
2000年10月	インターネットを利用して全店の在庫検索ができる、ゴルフドゥ!ドットコムサービス開始
2001年1月	第三者割当による新株発行(資本金1,252,111,800円)
2003年11月	株式会社ドゥ・ヨネザワと共同出資で、株式会社ゴルフ・ドゥ九州を設立
2004年4月	直営 ゴルフドゥ!吹上店オープン
2004年7月	直営 ゴルフドゥ!草加店オープン
2005年1月	直営 ゴルフドゥ!多摩ニュータウン店オープン
2005年1月	1株を2株とする株式分割を実施し、発行済株式数が11,028株に増加
2005年3月	繰越損失解消のために減資を実施(資本金363,748,326円)
2005年4月	直営 ゴルフドゥ!深谷店オープン
2005年6月	直営 ゴルフドゥ!花小金井店オープン
2006年3月	ゴルフドゥ!オンラインショップ開設
2006年4月	名古屋証券取引所のセントレックス(現ネクスト市場)に上場
2006年8月	直営 ゴルフドゥ!川越店オープン(現ゴルフドゥ!NEXT川越店)
2007年10月	直営 ゴルフドゥ!水戸店オープン
2008年2月	直営 ゴルフドゥ!大宮丸ヶ崎店オープン
2008年6月	直営 ゴルフドゥ!武蔵村山店オープン
2008年7月	直営 ゴルフドゥ!新大宮バイパス浦和店オープン
2008年9月	直営 ゴルフドゥ!GLOBO蘇我店オープン(現ゴルフドゥ!NEXTグローボ蘇我店)
2009年2月	直営 ゴルフドゥ!柏店オープン
2010年5月	スクエアツウ・ジャパン株式会社の株式を取得し子会社化
2010年10月	直営 ゴルフドゥ!横浜町田インター店オープン
2010年10月	物流センターオープン
2012年11月	直営 ゴルフドゥ!荒川沖店オープン
2013年4月	株式会社CSIサポート設立
2013年4月	直営 ゴルフドゥ!環七練馬店オープン
2013年10月	1株を100株とする株式分割を実施し、発行済株式数が1,311,300株に増加
2013年12月	株式会社サクシア設立
2014年3月	直営 ゴルフドゥ!宇都宮鶴田店オープン(現ゴルフドゥ!NEXT宇都宮鶴田店)
2014年5月	株式会社サクシアの全株式を譲渡
2015年4月	株式会社CURUCURU社と共同出資で株式会社CURUCURU Reuseを設立
2015年6月	直営 ゴルフドゥ!厚木店オープン
2015年6月	子会社スクエアツウ・ジャパン株式会社がゴルフドゥ!山口防府店の営業権を譲受
2016年9月	1株を2株とする株式分割を実施し、発行済株式数が2,682,600株に増加
2016年10月	株式会社ナインルーツを設立し、ウェルネス事業開始 ルアンルアンオープン
2017年3月	直営 買取センターオープン
2017年4月	株式会社CURUCURU Reuseの社名を株式会社Open Upに変更
2017年11月	直営 ゴルフドゥ!荒川沖店を初めてののれん分けによりフランチャイズ店に転換
2018年2月	子会社スクエアツウ・ジャパン株式会社が株式会社Open Upの全株式を取得
2018年3月	株式会社ナインルーツの全株式を譲渡
2018年5月	株式会社Open Upがスクエアツウ・ジャパン株式会社との合併により解散
2018年10月	直営 ゴルフドゥ!成田美郷台店オープン
2019年2月	直営 ゴルフドゥ!吹上店をのれん分けによりフランチャイズ店に転換

年月	事項
2019年4月	株式会社ワールドフランチャイズシステムズとフランチャイズ契約を締結し、アパレル事業開始 シュールーイオン栃木店(アパレル事業第1号店)オープン
2019年6月	ゴルフドゥ!イオンタウン加古川店の営業権を譲受し直営店に転換
2020年11月	ゴルフドゥ!福岡有田店、春日店、佐賀北店、熊本南店、菊陽バイパス店、東大分店の営業権を 譲受し直営店に転換
2020年12月	株式会社CSIサポートがスクエアツウ・ジャパン株式会社との合併により解散
2022年1月	コーポレートロゴを一新
2022年4月	直営 ゴルフドゥ!NEXTさいたま三室店オープン
2023年8月	ゴルフドゥ 中古クラブ楽天市場店オープン
2023年9月	ゴルフドゥ!STUDIOレッスン&フィッティングスタート
2023年12月	メルカリShopsにゴルフドゥ!オープン
2025年4月	直営 ゴルフドゥ!昭島武蔵野店(ゴルフドゥ!武蔵村山店移転)オープン
2025年6月	無人インドアゴルフ練習場DODO GOLF事業開始、中浦和西口店、与野西口店オープン
2025年8月	日進物流センターオープン
2025年11月	1株を2株とする株式分割を実施し、発行済株式数が5,211,284株に増加
2025年11月	DODO GOLFさいたま三室店、志木東口店オープン

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び100%連結子会社2社により構成されており、直営事業、フランチャイズ事業及び営業販売事業を営んでおります。

当社グループの事業内容及び各社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の3事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(直営事業)

当社及びスクエアツウ・ジャパン株式会社で構成されており、ゴルフクラブの小売り及び買取りを中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」の直営店舗運営並びにECサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」並びにECモールに出店する「ゴルフドゥ 中古クラブ楽天市場店」及び「メルカリShops ゴルフドゥ！」の運営を行っております。

(フランチャイズ事業)

当社で構成されており、中古ゴルフクラブの小売り及び買取りを中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」のフランチャイズチェーン本部運営を行っております。

(営業販売事業)

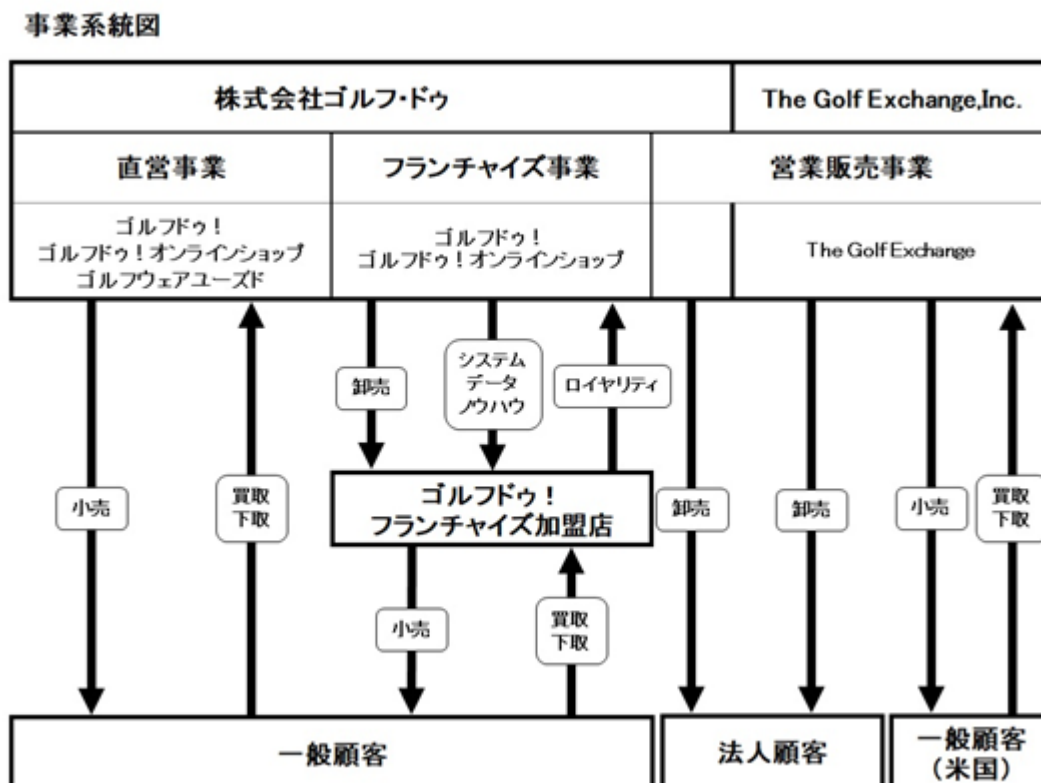
当社、スクエアツウ・ジャパン株式会社及びThe Golf Exchange, Inc. で構成されており、ゴルフ用品の卸売り及びECモールに出店する「GOLF J - WINGS」の運営を行っております。

(注) 1. 営業販売事業において、スクエアツウ・ジャパン株式会社におけるECモールに出店する「GOLF J - WINGS」は2025年7月、ゴルフ用品の卸売りは2025年8月に、それぞれ事業の見直しのため休止しております。

2. その他として、無人インドアゴルフ練習場「DODO GOLF」を運営しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) スクエアツウ・ ジャパン株式会社 (注)2	さいたま市 北区	10,000 千円	直営事業 営業販売事業	100	当社とのゴルフクラブ、ゴルフ用品の売買をしている。 役員の兼任あり。
(連結子会社) The Golf Exchange, Inc. (注)2.3.4	米国 カリフォルニア州	400,000 米ドル	営業販売事業	100 (100)	当社とのゴルフクラブ、ゴルフ用品の売買をしている。 役員の兼任あり。

(注)1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. The Golf Exchange, Inc.は、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	805,188千円
	(2) 経常利益	17,008千円
	(3) 当期純利益	19,434千円
	(4) 純資産額	159,630千円
	(5) 総資産額	317,740千円

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社はグループとして、以下の会社理念及び経営方針を定めています。

〔会社理念〕

「ゴルフ・ドゥ ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」

〔経営方針〕

- 一、社員の幸福が経営の土台である
- 一、年輪経営による持続企業を目指す

(2) 経営戦略等

当社グループは、既存業務フロー、組織構造及び情報システムなどを抜本的に見直す業務改革手法であるBPR (Business Process Re-engineering) に基づき、多店舗展開における経営手法である「利益のピラミッド経営法」を導入し、人材育成を仕組み化するとともに安定した業績の確保を図っております。また、中長期的な企業価値の向上を実現するため、既存事業の収益構造改革及び新規事業の驚異的な成長を重要な経営戦略として位置付けており、既存事業は収益構想改革によって着実な利益と強固な基盤形成を図り、既存事業で得た利益を基に新たな領域において驚異的な成長を目指しております。

なお、当社グループは、ゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」の直営店及び同フランチャイズチェーン本部の運営に加えて、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」の運営を事業の柱としており、当連結会計年度におけるセグメントは、直営事業、フランチャイズ事業、営業販売事業の3事業で構成されており、各事業の経営戦略は以下です。

直営事業

実店舗では、「ゴルフドゥ！」、「ゴルフドゥ！NEXT」(「ゴルフドゥ！STUDIOレッスン&フィッティング」を含む。)の直営店を運営しており、顧客の利便性と競合他社との差別化を図るため、郊外のロードサイドに大型店の出店を基本とし、多様な立地条件や顧客のニーズにも柔軟に対応しております。2026年3月31日現在の店舗数(子会社が運営するフランチャイズ店を含む。)は、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、兵庫県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県に全25店舗あり、今後も関東地方や九州地方を中心に出店を進めてまいります。また、「ゴルフドゥ！NEXT」に併設する「ゴルフドゥ！STUDIOレッスン&フィッティング」はクラブフィッティングを融合させたゴルフスクールで、実店舗ならではの楽しさを提供するとともに、ECや仮想空間との差別化を図っております。

ECでは、小売り市場において存在感が一層増すにつれて、当社グループにおいても「ゴルフドゥ！オンラインショップ」の重要性が急速に増し、期待度も一層高まっているなかで、2024年に「ゴルフドゥ！オンラインショップ」はリニューアルを行い、その後もユーザビリティに努めております。また、「ゴルフドゥ 中古クラブ楽天市場店」、「メルカリShops ゴルフドゥ！」を併せたEC3サイト体制により規模を拡大しつつ、EC戦略の加速を図っております。

フランチャイズ事業

「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店への店舗運営指導、フランチャイズ店運営企業による多店舗化の推進及び新規フランチャイズ加盟開拓を行っております。2026年3月31日現在の店舗数は、北海道から沖縄県まで全45店舗(当社子会社の運営店舗を含む)あり、新規フランチャイズ加盟開拓は大阪府を始め「ゴルフドゥ！」未出店地域を重点的に行っております。

営業販売事業

当社並びに連結子会社のスクエアツウ・ジャパン株式会社及びThe Golf Exchange, Inc.が担っており、事業の中心であるゴルフ用品の卸売りに関しては、米国直輸入品の取扱いで差別化を図るとともに、得意先様のニーズにきめ細かく対応し、機動的な営業活動を行っております。

その他

成長戦略のひとつとして事業の多角化による利益の増大を図るため、無人インドアゴルフ練習場「DODO GOLF」の運営を2025年6月より開始いたしました。現在、「ゴルフドゥ！」など物販に偏る現在の事業比率の改善に向けたサービス事業のドメイン設定により、事業ポートフォリオの最適化を図ることを目的としております。

- (注) 1. 直営事業及びフランチャイズ事業において、2026年4月1日付でフランチャイズ2店舗(うち1店舗は子会社が運営するフランチャイズ店。)を譲渡により直営店に移管いたしました。その結果、同日付の直営店は26店舗で、フランチャイズ店は43店舗です。
2. 営業販売事業において、連結子会社のスクエアツウ・ジャパン株式会社におけるゴルフ用品の卸売りは、事業の見直しのため2025年8月より休止しております。

(3) 経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇が進むものの、企業の好業績に伴って株価上昇、賃金上昇が進み、緩やかに回復への軌道を描いておりましたが、緊迫する中東情勢により不透明感が急速に強まっております。海外においては、AIや半導体への投資が米国を中心に世界経済を牽引する一方で、複数の国・地域における紛争は止まず、世界的な気候変動による経済への影響も年々強まっており、追い打ちをかけるように中東情勢が悪化したことで、世界的にスタグフレーションへの懸念が強まっているものと推測されます。

リユース市場

リユース市場においては、中古品への抵抗感の減少に加えて、物価高による節約需要、円安効果によるインバウンド需要等もあり、中古品の需要は増加しているものと推測されます。また、買取りにおいてもWEB広告は当然のごとく、新聞折り込み広告も目にしない日は無く、スーパーマーケット等での仮設店舗による買取り（出張買取り）も盛んに行われており、企業規模やジャンルに関わらず買取り争奪戦が続いております。また、メーカーによる自社製品の回収～再生～リセールも増加傾向にあり、古物商許可件数も増加していることから、市場は拡大の一途を辿っているものと推測されます。

ゴルフ用品市場

ゴルフ用品市場においては、「2025年問題」として懸念されたゴルフの主要顧客層である団塊世代の急激な減少は無かったと推測されますが、原材料費等の高騰による商品価格の上昇が続いており、コア層以外のゴルフ離れが懸念されます。一方で価格面において優位性がある中古クラブへの需要は底堅いものと推測されます。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

事業上の対処すべき課題

a. 成長戦略

リユース市場においては、物価上昇が一段と進むことで、価格優位性がある中古品へのニーズはより一層高まり、それに伴って市場規模の拡大が続くものと推測されます。

ゴルフ用品市場においては、中東情勢の悪化が進むことにより、塗料、グリップ等の石油製品の高騰に加えて、調達の厳しさが次第に増してくることが推測され、商品供給の先細りが懸念されます。また、地球温暖化によるベストシーズンの減少やゴルフ場の芝への影響等、環境面の悪化が憂慮されます。

当社グループにおいては、「新中期経営計画 Breakthrough 2028（2026年3月期～2028年3月期）」が計画として2年目以降に大きな飛躍を遂げることを描いていることから、スピードアップに努めてまいります。また、成長の原動力となっている「ゴルフドゥ！オンラインショップ」は今後も更なる成長を見据え、無人インドアゴルフ練習場「DODO GOLF」は新たな収益の柱への成長に向けて、共に積極的な投資を続けてまいります。加えて、収益構造改革の一環である人材戦略については、最重要事項として注力を継続してまいります。

b. 事業別の対処すべき課題

直営事業においては、一層高まる中古品へのニーズに応えるため、「ゴルフドゥ！」店舗においてより一層買取りに注力するとともに、成長スピードが鈍化傾向にある店頭販売の底上げを図ってまいります。また、店舗の人員不足解消に向けて採用の強化を図りつつ、人材育成によって効率を高めてまいります。

フランチャイズ事業においては、「ゴルフドゥ！」の新規開店が停滞気味であることから、加盟店開拓を重点的に進めてまいります。また、EC系販売に比べて店頭販売が伸び悩んでいるため、支援の強化によって底上げを図ってまいります。

営業販売事業においては、為替の影響を受けて米国子会社から日本への輸出が引き続き限定的になることが予想されることから、米国内への卸販売、EC系販売の強化に取り組んでまいります。

その他として、無人インドアゴルフ練習場「DODO GOLF」の早期収益化を図るため、付加価値の向上を進めるとともに、会員数増加に注力してまいります。

c. コンプライアンス及びリスク管理体制の対処すべき課題

法令遵守及び企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たすため、コンプライアンス体制の充実及び強化に努めてまいります。また、当社グループを取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかったリスクの発生に備えるとともに、これらリスクの発生を未然に防ぐために内部管理体制の強化を進めてまいります。なお、当社グループは、金融商品取引法による内部統制報告制度に従い内部統制の充実を図っており、内部監査機能の強化と併せ監査法人や顧問弁護士など社外専門家との連携を一層密にし、その連携強化に努めてまいります。

財務上の対処すべき課題

一般的に中古品は、メーカーや卸から仕入れる新品商材とは異なり、流通量が限定されるため仕入量の調節が難しく、過剰な商品在庫やゴルフ用品市場の閑散期である冬季などは、現預金が著しく減少する場合があります。また、「ゴルフドゥ！」直営店の出店や「ゴルフドゥ！オンラインショップ」のシステム開発費用は、主に利益の内部留保と金融機関からの借入れで賄う方針ですが、資金調達が計画通りに進まない場合は、出店やシステム開発の計画を見直す可能性があります。なお、資金の用途には十分な検討を重ね、主幹部門に加えて経営管理部門においても、常に把握とコントロールを行っておりますが、現預金の減少が著しい場合は、追加で資金調達を行う可能性があります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益であります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは使用人数（パートタイマーを除く。）が約120名と人員が厚い訳では無いことから、部門や部署は極力簡素化していることもあり、サステナビリティを専門とする機関を組織体制に設けておりませんが、サステナビリティに関するリスク及び機会の監視、管理におけるガバナンスの過程、統制及び手続きについては、リスク管理委員会で対応しております。リスク管理委員会は、代表取締役社長を委員長として、代表取締役会長、常勤監査等委員である取締役、各本部長及び内部監査部門で構成され、四半期に一度の定期開催に加えて必要に応じて臨時に開催しております。また、気候変動や人的資本に関してもサステナビリティと同様にリスク管理委員会で適宜対応しております。なお、各リスクに対しては、迅速で適切な対応を図ることができるように、部門長が各部門のリスク発生の可能性に関する情報を速やかに報告する体制を整えており、リスク管理委員会ではリスクを包括的に把握して適切に分類し、管理を行っております。なお、リスクが顕在化した場合は緊急対策会議を招集し、対応策について協議することとしており、必要に応じて取り組み状況等を取締役会へ報告し、経営会議と情報の共有を図っております。

(2) 戦略

当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針は、以下のとおりであります。

当社グループは、経営方針のひとつに「年輪経営による持続企業を目指す」を謳っております。年輪経営とは、急成長を戒め、木が成長するように着実に堅実に大きくなる経営を行うことであり、その結果として、時代を超えた永遠に続く企業を目指すことを表しております。また、そのために最も大事なことは、人材の育つ風土をつくることであり、人材こそが持続企業の基盤になるという想いをもち続けております。

人材の育成に関する方針

当社グループにおいて「人」は成長を支える大事な財産であり、且つ当社にとって財産となる人に育てることを念頭に、人材を「人財」と表し人材の育成・教育を行うとともに、人的資本への投資を行っております。人材の育成・教育については、社内の人材育成機関である「ゴルフ・ドゥ カレッジ」が担っており、自主的・自律的な人材の形成と、質の高い教育の提供を目指しております。加えて「ゴルフ・ドゥ カレッジ」では、「ゴルフドゥ！」店舗の業務やゴルフに関する基礎知識から専門知識まで幅広く学ぶことができ、ゴルフ未経験者の新入社員でも3年にわたる研修を終えると、4年目には副店長になれるカリキュラムが組まれております。

社内環境整備に関する方針

当社グループにおいては、性別、年齢及び学歴等を問わない採用、就業に努めており、人材の多様性の確保に取り組んでおります。採用では、新卒採用の他に通年での中途採用を行っていることに加え、ゴルフショップでは依然として少数傾向にある女性の採用にも積極的に取り組んでおります。パートタイムにおいては、シニア世代の採用にも積極的に取り組んでおり、これまでのゴルフの経験やスキルを店舗業務に活かしていただいております。就業では、それぞれが持つ個性や能力を十分に発揮できるよう適材適所を念頭に置いて人員配置に努めるとともに、働き方の多様性を確保するために副業を認めており、社内では得られない経験やスキルを獲得することを期待し前向きにとらえております。また、店舗においてハラスメント研修を実施しており、性別や年齢を問わず従業員が働きやすい職場作りにも積極的に取り組んでおります。

加えて年に2回春と秋に、当社の代表取締役社長が国内の全社員一人一人と面談を行い、社員からの率直な意見や希望に耳を傾ける機会を設けており、風通しの良い社内環境整備に努めております。

なお、内部通報制度としては、社外取締役及び経営管理本部長を窓口とした「ヘルプライン」を設けることに加え、「ヘルプライン」より身近で気軽に相談ができるような担当者を窓口とした「社内ホットライン」を設けており、従業員が働きやすい環境づくりに努めております。

(3) リスク管理

当社グループでは、サステナビリティに関するリスク及び機会の識別、評価及び管理については、リスク管理委員会で対応しており、リスク情報を常に最新の管理状態に保つため、四半期に一度の定期開催に加えて臨時開催時に情報内容の見直しを行っております。また、気候変動や人的資本に関することについても同様であり、各リスクが顕在化した場合は緊急対策会議を招集し、対応策を協議することとしており、必要に応じて取り組み状況等を取締役会へ報告し、経営会議と情報の共有を図っております。

なお、気候変動に関するリスクについては「第2 事業の状況 3 事業等のリスク(2) 外部環境の影響について 気候など自然に関する環境」、人的資本に関するリスクについては「同(11) 人事について 採用及び離職、育成、継承」をそれぞれご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、(2) 戦略において記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標	目標	実績(当連結会計年度)
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合	2030年3月期までに15.0%	-
男性労働者の育児休業取得率	2026年3月期までに30.0%	66.7%
労働者の男女の賃金の額の差異	2026年3月期までに50.0%	55.0%
労働者の男女の賃金の額の差異 (管理的地位にある労働者を除く)	2026年3月期までに58.0%	63.2%
労働者の男女の賃金の額の差異 (管理的地位にある労働者を除く 正規雇用労働者)	2026年3月期までに95.0%	96.2%
非正規雇用者における65歳以上の比率	2026年3月期までに35.0%	23.5%
新入社員研修時間(新卒1年目)	2026年3月期までに400時間	388時間
既存社員研修時間(副店長研修など)	2026年3月期までに70時間	66時間
プライバシーマーク研修受講率	100%を継続	100%

- (注) 1. 各指標に関する目標及び実績には、米国の連結子会社であるThe Golf Exchange, Inc. は含まれておりません。
2. 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の額の差異は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
3. 男性労働者の育児休業取得率は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
4. 当社及び連結子会社における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異の実績は、「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等(2) 従業員の状況 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異 a. 提出会社、b. 連結子会社」をご参照ください。
5. 新入社員研修時間は一人当たりの年間合計であります。
6. 既存社員研修時間は様々な研修の年間合計であり、既存社員一人当たりの時間ではありません。

現在、当社グループにおいて管理的地位にある女性労働者はおりませんが、人事評価は個人の能力に基づいて行っており、男女の性別を問わず人事の処遇を行っております。また、新卒者を中心に勤続年数が長いほど上位等級を有する者が多くなる傾向にあることに加えて、管理的地位となる前に離職する傾向が女性は男性より強く、男女間の平均勤続年数の違いが労働者の男女の賃金の額の差異に強く影響しており、等級や手当が同一であれば労働者の男女間に賃金の額の差異はありません。なお、女性の離職防止に向けて、職場環境の整備に一層努めてまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業における市場について

リユース市場

リユース市場は、物価上昇に対する生活防衛、環境保護等理由は様々ありますが、リユースへのニーズは底堅く、新規参入やM&Aも一段と進み、市場規模は拡大が続くものと思われま。しかしながら、競争が急激に過熱した場合は、当社グループの業績にも影響を及ぼす可能性があります。

ゴルフ用品市場

ゴルフ用品市場は、市場内競争及び他レジャー市場との競争は続くものの、市場規模に大きな変化は起こらないものと思われま。競争が急激に過熱した場合は、当社グループの業績にも影響を及ぼす可能性があります。また、原材料費等高騰による値上げ動向及び気候変動による猛暑、台風等の状況が大きな不確定要素になるものと思われま。

(2) 外部環境の影響について

ゴルフに関する環境

当社グループの取り扱い商材の中心であるゴルフ用品は嗜好品であり、外部環境の影響を受けやすいという特徴があります。また、プロゴルフツアーの盛況度、ヒット商品の有無、流行及びゴルフ競技に関するルール改正などは、いずれも消費者の購買行動に与える影響度が大きく、当社グループは常にゴルフに関する各種動向の把握に努めております。しかしながら、ゴルフに関する環境が急激な変化に見舞われる場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

気候など自然に関する環境

近年、甚大な自然災害が幾度となく発生しており、今後も猛暑、台風、豪雨及び地震などによる自然災害が発生する可能性があり、屋外スポーツであるゴルフの関連市場における気候変動の位置付けは年々重要度が増しております。特に温暖化の進行によりゴルフ関連市場がその状況に適応できない場合や、ゴルフのステークホルダー並びに当社グループの従業員及び店舗などが自然災害の被害を被った場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

感染症に関する環境

新型コロナウイルスやインフルエンザに代表される感染症は今後も流行が懸念され、感染症の流行により以下などの状況となる場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・国又は自治体による休業要請などに伴う営業自粛又は時短営業により、通常通りの店舗営業が困難な場合
- ・緊急事態宣言発出などによる広域の外出自粛により、店舗の来店客数が減少する場合
- ・サプライチェーンが正常に稼働せず、メーカーなどからの商品供給が滞る場合
- ・店舗においてお客様と接触を控えることにより、通常通りの接客が困難な場合
- ・当社グループ内で集団感染が発生し、通常通りの営業活動が困難な場合

なお、今後、感染症が流行した場合は、新型コロナウイルス感染症への対応に基づいて取り組んでまいります。

人口に関する環境

日本は少子高齢化が進み、近年の人口は減少局面を迎えております。今後、日本の人口減少に伴ってゴルフ人口も減少し、ゴルフ関連市場が縮小する場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 中古ゴルフクラブについて

買取り

「ゴルフドゥ！」の主力商品である中古ゴルフクラブは、新品商材と異なり店舗などにおける買取りが仕入れに相当し、流通量が限られるため仕入量の調整が難しく、かつ如何に良質な商材を確保できるかが重要な要素となっております。中古ゴルフクラブの在庫不足に対しては、直営店とフランチャイズ店をネットワークでつなく在庫共有システム「まっすぐネット」を活用し対応を図っておりますが、中古市場における流通量不足に伴って、買取相場の高騰及び商品原価の上昇となった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新品ゴルフクラブと中古ゴルフクラブの関連性

中古ゴルフクラブの販売価格は、新品ゴルフクラブの販売価格の影響を受けやすく、新品ゴルフクラブの値下げに伴う中古ゴルフクラブの相場下落により販売時の粗利益率が低下する場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

中古ゴルフクラブの在庫状況

当社グループは、「ゴルフドゥ！」の直営店を展開するうえで「豊富な品揃え」を差別化戦略の柱としておりますが、中古ゴルフクラブの在庫確保が計画通りに進まず出店計画や販売計画を見直す場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 「ゴルフドゥ！」フランチャイズチェーンについて

「ゴルフドゥ！」フランチャイズシステム

「ゴルフドゥ！」フランチャイズシステムは、フランチャイズチェーン本部である当社とフランチャイズ加盟店が対等なパートナーシップと信頼関係に基づき共存共栄を図り、「ゴルフドゥ！」チェーンの発展に向けてそれぞれの役割を担うものであり、当社はフランチャイズ加盟店に対し直営店の運営で得たノウハウや商品を提供することと併せて、フランチャイズ加盟店の問題点を共有し解決に導くコンサルティングを行っております。しかしながら、どちらか一方にでも不祥事などが発生し、「ゴルフドゥ！」チェーンのブランドイメージが毀損する場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、フランチャイズ加盟契約は、当社又はフランチャイズ加盟店どちらかの事前告知がない限り自動更新され、フランチャイズ加盟店からの申し出に基づく契約期間中の解除は当社とフランチャイズ加盟店の合意により認めておりますが、立て続けにフランチャイズ加盟店が契約解除に至った場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

「ゴルフドゥ！」フランチャイズ加盟店の出店

「ゴルフドゥ！」フランチャイズ加盟店の出店は、事前の綿密な市場及び物件調査ののち、当社の経営会議の承認を経て出店場所と開店日が最終的に決定されます。しかしながら、フランチャイズ加盟企業（者）を含む外部環境の急変などにより計画通りに出店が進まない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 店舗の出店及び出店費用について

当社グループは、2026年3月31日現在で「ゴルフドゥ！」直営店（「ゴルフドゥ！NEXT」、子会社が運営するフランチャイズ店を含む。）を25店舗（茨城県1店舗、栃木県1店舗、埼玉県6店舗、千葉県3店舗、東京都5店舗、神奈川県1店舗、兵庫県1店舗、山口県1店舗、福岡県2店舗、佐賀県1店舗、熊本県2店舗、大分県1店舗）運営しており、出店の方針は「ゴルフドゥ！」は郊外のロードサイドに大型店舗、「ゴルフドゥ！NEXT」は「ゴルフドゥ！」を上回る大型店舗としております。出店に際しては、綿密な調査による優良物件の確保を目指しておりますが、立地、賃料及び面積など全ての条件を満たす物件は限られ、出店計画の遅れや想定外となる費用などが発生する場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、出店費用は、主に利益の内部留保と金融機関からの融資で賄う方針ですが、計画通りの資金調達が困難で出店計画が変更となる場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 1. 当社は、2026年4月1日付でフランチャイズ加盟企業及び当社子会社からそれぞれ1店舗ずつ譲受けし、「ゴルフドゥ！」直営店は26店舗となりました。

2. ゴルフスクール「ゴルフドゥ！STUDIOレッスン&フィッティング」の2店舗（埼玉県、千葉県）は「ゴルフドゥ！NEXT」に併設しているため、「ゴルフドゥ！NEXT」と一体と見なしております。

(6) 敷金及び保証金について

当社グループの本社、営業所、物流センター及び直営店などの不動産物件は、建設協力金方式を含む賃借が基本となっております。賃貸借契約に際しては、賃貸人に敷金及び保証金を差し入れており、直営店など不動産物件の賃借の増加に伴い、敷金及び保証金の残高は増加する可能性があります。なお、当敷金及び保証金は期間満了などによる賃貸借契約解消時に、各物件の契約に従い返還されることになっておりますが、当社グループに起因しない賃貸人側の諸事情により、その一部又は全額が回収できなくなる場合や、契約満了前の当社グループの都合による中途解約によって違約金の支払が必要となる場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制について

古物営業法

当社グループは、中古ゴルフクラブなどの古物を取り扱うにあたり、「古物営業法」を遵守しております。古物である中古のゴルフクラブやウェアの買取り及び販売を行う際には、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を得ることが義務付けられており（同法第5条）、当社グループの「ゴルフドゥ！」直営店並びに「ゴルフドゥ！オンラインショップ」などのECサイト及びECモール店舗は、埼玉県で古物商の営業許可を取得しております。また、米国のThe Golf Exchange, Inc.は、カリフォルニア州の「Secondhand Dealer License」を取得しております。

免許	監督官庁	番号
古物商許可証	株式会社ゴルフ・ドゥ 埼玉県公安委員会	第431010007249号
	スクエアツウ・ジャパン株式会社 埼玉県公安委員会	第431060030268号

(注) スクエアツウ・ジャパン株式会社は2026年4月6日付で古物商許可証を返納しております。

なお、「古物営業法」では、買い取った品が盗品であると判明した場合、1年以内であればこれを無償で被害者に回復することとされており（同法第20条）、被害者に当該品を返還する場合は損失が発生いたします。また、同法に違反し古物商許可の取り消しや営業停止などの処分及び罰則を科される場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

中小小売商業振興法 / 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）

当社グループは、「ゴルフドゥ！」のフランチャイズチェーン展開を行うにあたり、「中小小売商業振興法」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」を遵守しておりますが、同法に違反し営業停止などの処分及び罰則を科される場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、フランチャイズ加盟店とより強固な信頼関係の構築に努めておりますが、フランチャイズ加盟店からフランチャイズ契約に関する訴訟が提起された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定商取引に関する法律

当社グループは、自社ECサイトである「ゴルフドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」並びにECモールに出店する「GOLF J - WINGS」、「ゴルフドゥ 中古クラブ楽天市場店」及び「メルカリShops ゴルフドゥ！」を運営するにあたり、「特定商取引に関する法律」を遵守しておりますが、同法に違反して営業停止などの処分及び罰則を科される場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「GOLF J - WINGS」は、2025年7月より事業の見直しのため休止しております。

(8) 個人情報保護について

当社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク（Pマーク）」を2007年に取得し、個人情報を適切に管理及び運用する体制を整備するとともに、当社グループの従業員に対して「個人情報保護」に関する教育を定期的実施しており、営業部門、管理部門を問わず「個人情報保護法」を遵守しております。なお、当社グループの主力商品である中古ゴルフクラブなどの古物を買取る際には「古物営業法」により、売主の住所、氏名、職業及び年齢が記載された文書の交付を受けることとされておりますが（同法第15条）、「ゴルフドゥ！」直営店及び「ゴルフドゥ！オンラインショップ」などの自社ECサイトにおいては、これらの個人情報を帳簿などに記載又は電磁的方法により記録し管理しております。また、販売促進などに利用するため、会員の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号及びメールアドレスなどを取得しておりますが、同様に個人情報として帳簿などに記載又は電磁的方法により記録し管理しております。しかしながら、不測の事態によって個人情報が外部へ流出し、当社グループの信用低下や損害賠償請求などの状況になる場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があり、さらには当社グループのみならず、フランチャイズ加盟店や個人情報の取り扱い委託先で、外部流出などの事故が発生した場合においても、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「プライバシーマーク」の付与回数は10回です。

(9) 不正利用防止について

自社ECサイトである「ゴルフドゥ！オンラインショップ」並びにECモールに出店する「GOLF J - WINGS」、「ゴルフドゥ 中古クラブ楽天市場店」及び「メルカリShops ゴルフドゥ！」のクレジットカード決済において、クレジットカード情報の盗用などによる不正利用（利用者成り済まし）による被害を受ける場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、発生の可能性は低いと考えますが、クレジットカード会社など外部における原因により当社グループが被害を受ける場合においても、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループ内での不正については、不測の事態に備え十分な不正防止対策を構築しており、極めて発生の可能性は低いと考えます。しかしながら、当社グループ内で不正が発生し当社グループの財務などの状況が悪化した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 子会社の業績について

スクエアツウ・ジャパン株式会社と米国にあるThe Golf Exchange, Inc.は、ゴルフ用品の卸売りを主な事業目的としており、米国商品を中心に取り扱っております。しかしながら、米国における経済をはじめとする社会情勢や社会環境の変化、主要な仕入取引先及び販売取引先の業績や体制などの変化、為替相場の急激で大きな変動が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(注)スクエアツウ・ジャパン株式会社のゴルフ用品の卸売りは、2025年8月より事業の見直しのため休止しております。

(11) 人事について

採用及び離職

当社グループは、「ゴルフドゥ！」店舗をはじめとし、各事業運営の維持、発展にあたり、採用を最重要課題と捉えており、積極的な採用活動を行っております。しかしながら、小売り業における採用は新卒、中途を問わず熾烈な争奪戦が繰り広げられており、目標とする採用数に達しない場合、求める水準の人材を採用できない場合及び転職などにより離職が相次いだ場合は、「ゴルフドゥ！」店舗を中心として事業運営に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

育成

ゴルフショップに対する顧客の要求水準は年々高まっており、当社グループは顧客の要求水準を満たすため、独自の人材育成プランを導入しております。しかしながら、顧客の要求水準を満たすサービスなどを提供しうる人材の育成が進まない場合は、「ゴルフドゥ！」店舗の運営に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

継承

企業の成長には次世代へバトンをつなぐことが欠かせません。しかしながら、質、数を問わず人材難により、知識、技術、ノウハウなどを次世代に引き継ぐことが進まない場合は、営業部門、管理部門を問わず事業運営に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 為替相場の変動について

当社及びスクエアツウ・ジャパン株式会社は、米国にあるThe Golf Exchange, Inc.から商品を輸入しているため、特に米ドル/円の為替相場に急激で大きな変動が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 市場金利の変動について

当社は、金融機関からの融資により資金を調達しているため、市場金利の変動に伴って貸出金利に大きな変動が生じた場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇が進むものの、企業の好業績に伴って株価上昇、賃金上昇が進み、緩やかに回復への軌道を描いておりましたが、緊迫する中東情勢により不透明感が急速に強まっております。海外においては、AIや半導体への投資が米国を中心に世界経済を牽引する一方で、複数の国・地域における紛争は止まず、世界的な気候変動による経済への影響も年々強まっており、追い打ちをかけるように中東情勢が悪化したことで、世界的にスタグフレーションへの懸念が強まっているものと推測されます。

リユース市場においては、中古品への抵抗感の減少に加えて、物価高による節約需要、円安効果によるインバウンド需要等もあり、中古品の需要は増加しているものと推測されます。また、買取りにおいてもWEB広告は当然のごとく、新聞折り込み広告も目にしない日は無く、スーパーマーケット等での仮設店舗による買取（出張買取）も盛んに行われており、企業規模やジャンルに関わらず買取競争戦が続いております。さらに、メーカーによる自社製品の回収・再生～リセールも増加傾向にあり、古物商許可件数も増加していることから、市場は拡大の一途を辿っているものと推測されます。

ゴルフ用品市場においては、「2025年問題」として懸念されたゴルフの主要顧客層である団塊世代の急激な減少は無かったと推測されますが、原材料費等の高騰による商品価格の上昇が続いており、コア層以外のゴルフ離れが懸念されます。一方で価格面において優位性がある中古クラブへの需要は底堅いものと推測されます。なお、株式会社矢野経済研究所「YPSゴルフデータ」によりますと、2025年度（2025年4月～2026年3月）の新品クラブ及びボール等用品類のカテゴリー合計前年比は、販売数量ベース97.5%・金額ベース97.1%となっており、9月と1月が販売数量ベース、金額ベース共に前年同月上回りました。

ゴルフ場及び練習場においては、総務省統計局 サービス産業動態統計調査「参考表 事業活動の産業（細分類）別売上（収入）金額」（<https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.html>）を基に算出した2025年度（2025年4月～2026年3月）のゴルフ場・練習場の売上前年比は、それぞれ100.6%・98.2%*となっております。

*2026年1月～3月の数値は速報値を利用。

このような経営環境のなか当社グループにおいては、1年を通して「ゴルフドゥ！オンラインショップ」が牽引したことで「ゴルフドゥ！」店舗の業績が安定し、当社グループの業績も1年間を通して安定して推移いたしました。「ゴルフドゥ！オンラインショップ」には、今後も積極的かつ優先的に投資を続けてまいります。6月に新規事業としてスタートした無人インドアゴルフ練習場「DODO GOLF」については、当連結会計年度末現在の店舗数は4店舗で、一刻も早い収益化に向けて付加価値の向上を進めるとともに、会員数増加に注力しております。また、収益構造改革の一環として企業戦略と連動した人材戦略を進めており、「ゴルフドゥ！」直営店においては、人材育成強化の成果が業績にも表れてきております。費用面においては、前連結会計年度と比較して大きく上回っているものとして、人手不足（社員）に対するパートタイマーの採用増加による雑給、クレジットカード及びECモールに関する手数料増加による支払手数料、新規事業「DODO GOLF」の設備等に関する減価償却費、株主優待の拡充に伴う株主優待引当金繰入があげられます。

なお、2025年5月13日に公表した新中期経営計画「Breakthrough 2028」の進捗は、1年目の目標として連結経常利益4千万円は達成することができましたが、連結売上高62億円、国内店舗数90店舗及び株式時価総額25億円は達成することができませんでした。また、重点施策の「ゴルフドゥ！店舗網の更なる拡大、オムニチャネル戦略の推進、ゴルフ関連商品取り扱いの拡大、インドアゴルフ練習場の驚異的な成長については、オムニチャネル戦略の推進を除いて当初の想定より進捗が遅れておりますが、初年度は助走期間として設定していたこともあり、残りの2年間で大きな飛躍を遂げるべくスピードアップを図ってまいります。

直営事業においては、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」の好調が続き、「ゴルフドゥ！」直営店の店頭売上高も各月で前年同月並みに推移したことから、当連結会計年度における各月の店舗売上高は6月を除く11か月間で過去最高となりました。アイテムでは、買取りが点数、金額共に前連結会計年度を上回ったことから、中古品（クラブ、シャフト）が牽引いたしました。なお、当連結会計年度の同店の売上高前年増減率（当社子会社の運営店舗を含まない。）は、全店ベースで4.1%増、既存店ベースで4.0%増となりました。

フランチャイズ事業においては、「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店の店頭売上高が前年同月を下回った時でも「ゴルフドゥ！オンラインショップ」が補ったことで、ロイヤリティ収入は堅調に推移いたしました。また、2026年1月より「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店も直営店と同様に「メルカリShops」への出品をスタートしており、販路の拡充を図っております。なお、当連結会計年度の同店の売上高前年増減率（当社子会社の運営店舗を含む。）は、全店ベースで0.3%増、既存店ベースで2.1%増となりました。

当連結会計年度における「ゴルフドゥ！」のオープンは、4月に移転でゴルフドゥ！NEXT昭島武蔵野店/直営、5月に新規でゴルフドゥ！河口湖インター店/FCで、2026年3月31日現在*の「ゴルフドゥ！」は、直営24店舗、フランチャイズ45店舗（当社子会社の運営店舗を含む。）の合計69店舗、チェーン合計の売上高前年増減率は、全店ベース2.2%増、既存店ベース3.0%増となりました。

*2026年4月1日現在の「ゴルフドゥ！」は、直営26店舗、フランチャイズ43店舗の合計69店舗です。

営業販売事業においては、事業体制の見直しを兼ねて7月に国内ECモールに出店する「GOLF J-WING S」、8月に国内卸販売の一部を除き、それぞれ休止いたしました。米国子会社は、為替の影響を受けて日本への輸出が限定的になるものの、米国内への卸販売や好調なEC系販売が補っております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高61億84百万円（前連結会計年度売上高は59億17百万円）、営業利益99百万円（前連結会計年度営業利益は28百万円）、経常利益90百万円（前連結会計年度経常利益は37百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益67百万円（前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純利益は17百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の経営成績は、次のとおりであります。

（直営事業）

当連結会計年度における直営事業の売上高は47億84百万円（前連結会計年度売上高は46億24百万円）、セグメント利益は4億39百万円（前連結会計年度セグメント利益は3億38百万円）となりました。

（フランチャイズ事業）

当連結会計年度におけるフランチャイズ事業の売上高は5億39百万円（前連結会計年度売上高は4億44百万円）、セグメント利益は1億1百万円（前連結会計年度セグメント利益は69百万円）となりました。

（営業販売事業）

当連結会計年度における営業販売事業の売上高は9億62百万円（前連結会計年度売上高は9億83百万円）、セグメント利益は13百万円（前連結会計年度セグメント損失は16百万円）となりました。

当連結会計年度末における財政状態は、次のとおりであります。

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は29億27百万円となり、前連結会計年度末に比べ46百万円減少いたしました。これは主に現金及び預金が2億4百万円減少、商品が1億74百万円増加したことによるものであります。固定資産は9億54百万円となり、前連結会計年度末に比べ91百万円増加いたしました。これは主に有形固定資産が87百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、38億82百万円となり、前連結会計年度末に比べ44百万円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は22億63百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億70百万円増加いたしました。これは主に短期借入金が2億円、賞与引当金が24百万円、株主優待引当金が30百万円増加したことによるものであります。固定負債は7億39百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億81百万円減少いたしました。これは主に長期借入金が2億66百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、30億3百万円となり、前連結会計年度末に比べ11百万円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は8億78百万円となり、前連結会計年度末に比べ55百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金が54百万円増加したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は21.3%（前連結会計年度末は20.4%）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による収入、投資活動による支出及び財務活動による支出の結果、6億87百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益、減価償却費、棚卸資産の増加額等により、1億10百万円の収入となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出、無形固定資産の取得による支出等により、2億14百万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金の増減額、長期借入金の返済による支出、自己株式取得による支出等により、1億8百万円の支出となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
直営事業 (千円)	4,784,696	103.5
フランチャイズ事業 (千円)	522,967	122.0
営業販売事業 (千円)	868,273	106.3
報告セグメント計(千円)	6,175,937	104.4
その他 (千円)	8,885	-
合計 (千円)	6,184,822	104.5

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、以下のとおりです。

当社グループの当連結会計年度の財政状態は、総資産38億82百万円(前連結会計年度末比44百万円増)、流動資産29億27百万円(同46百万円減)、固定資産9億54百万円(同91百万円増)。負債30億3百万円(同11百万円減)、流動負債22億63百万円(同2億70百万円増)、固定負債7億39百万円(同2億81百万円減)。純資産8億78百万円(同55百万円増)。この結果、自己資本比率は21.3%(前連結会計年度末は20.4%)となりました。

当連結会計年度は、資産は商品が1億74百万円増加、現金及び預金が2億4百万円減少、有形固定資産が87百万円増加、無形固定資産が39百万円減少、投資有価証券が14百万円、敷金及び保証金が16百万円、繰延税金資産が19百万円増加、負債は短期借入金が2億円、賞与引当金が24百万円、株主優待引当金が30百万円増加、長期借入金2億66百万円減少となりました。

当社グループの当連結会計年度の経営成績は売上高61億84百万円(前連結会計年度売上高は59億17百万円)、営業利益99百万円(前連結会計年度営業利益は28百万円)、経常利益90百万円(前連結会計年度経常利益37百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益67百万円(前連結会計年度親会社株主に帰属する当期純利益17百万円)となりました。

当連結会計年度は、「EC戦略の強化」方針のもと「ゴルフドゥ!オンラインショップ」の更なる機能強化のためのシステム開発、直営店の移転リニューアルや既存店舗設備の入替え、品揃え強化、新規事業の無人インドアゴルフ練習場「DODO GOLF」4店舗の出店を行っております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、1億10百万円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、2億14百万円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、1億8百万円の支出となりました。

当連結会計年度は、品揃え強化のため商品確保に努め、商品は前連結会計年度末に比べ1億74百万円増加しております。また、「ゴルフドゥ!オンラインショップ」の更なる機能強化のためのシステム開発、直営店の移転リニューアルや既存店舗設備の入替え及び新規事業の無人インドアゴルフ練習場「DODO GOLF」4店舗の出店などの投資活動を行っておりますが、営業活動により獲得したキャッシュにて借入金の返済等の財務活動を行っております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等、注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に、重要な会計上の見積りについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等、注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

（直営事業）

直営事業においては、「ゴルフドゥ！オンラインショップ」の好調が続き、「ゴルフドゥ！」直営店の店頭売上高も各月で前年同月並みに推移したことから、当連結会計年度における各月の店舗売上高は6月を除く11か月間で過去最高となりました。この結果、当連結会計年度における直営事業の売上高は47億84百万円（前連結会計年度売上高は46億24百万円）、セグメント利益は4億39百万円（前連結会計年度セグメント利益は3億38百万円）となりました。

（フランチャイズ事業）

フランチャイズ事業においては、「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店の店頭売上高が前年同月を下回った時でも「ゴルフドゥ！オンラインショップ」が補ったことで、ロイヤリティ収入は堅調に推移いたしました。また、2026年1月より「ゴルフドゥ！」フランチャイズ店も直営店と同様に「メルカリShops」への出品をスタートしており、販路の拡充を図っております。この結果、当連結会計年度におけるフランチャイズ事業の売上高は5億39百万円（前連結会計年度売上高は4億44百万円）、セグメント利益は1億1百万円（前連結会計年度セグメント利益は69百万円）となりました。

（営業販売事業）

営業販売事業においては、事業体制の見直しを兼ねて7月に国内ECモールに出店する「GOLF J-WINGS」、8月に国内卸販売（一部を除く）をそれぞれ休止いたしました。米国子会社は、為替の影響を受けて日本への輸出が限定的になるものの、米国内への卸販売や好調なEC系販売が補っております。この結果、当連結会計年度における営業販売事業の売上高は9億62百万円（前連結会計年度売上高は9億83百万円）、セグメント利益は13百万円（前連結会計年度セグメント損失は16百万円）となりました。

5【重要な契約等】

(フランチャイズ契約)

(1) フランチャイズ加盟契約

当社は、ゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」のフランチャイズ展開を行なうために、フランチャイズ加盟店とフランチャイズ加盟契約を締結しております。

フランチャイズ加盟契約の主な内容は、次のとおりであります。

契約の目的

当社は、加盟店に対して当社商標等の使用を許諾し、ゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」店舗経営のためのノウハウを提供する。フランチャイズ加盟店は契約時に当社に対して加盟金・保証金を支払い、毎月、ロイヤリティー・広告宣伝費等を支払う。

加盟金その他金銭に関する事項

加盟金 . . . 5,000千円、3,000千円、2,000千円、1,000千円、500千円（店舗規模及びタイプ別による）

保証金 . . . 1,000千円

ロイヤリティー . . . 月間売上高に一定比率を乗じた金額

共通宣伝費 . . . 毎月定額

商標等に関する事項

使用を許諾された商標類は、「ゴルフドゥ！」店舗の事業以外の目的に使用してはならない。

使用許諾された商標類を使用した物品及び車両を第三者に譲渡、贈与、貸与する場合は、その商標の全てを抹消しなければならない。

契約期間に関する事項

契約期間：開業日から5年間

契約更新：契約期間が満了する6ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による特段の意思表示がない場合、5年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

更新に際しては、フランチャイズ加盟店は当社に対し、更新料として加盟金の一定比率の金額を支払う。

契約解除に関する事項

当社は、フランチャイズ加盟店が契約内容に違反した場合、又はフランチャイズ加盟店に法的倒産手続が開始された場合等にフランチャイズ加盟契約を解除することができる。

(2) エリアフランチャイズ加盟基本契約

当社は、フランチャイズ加盟契約を締結し、「ゴルフドゥ！」店舗を複数経営しているフランチャイズ加盟店で一定の基準を満たしている場合、そのフランチャイズ加盟店との間で、特定の地域において優先的に出店できる権利を付与するためのエリアフランチャイズ加盟基本契約を締結しております。

エリアフランチャイズ加盟基本契約の主な内容は、次のとおりであります。

契約の目的

フランチャイズ加盟契約を締結し、「ゴルフドゥ！」店舗を複数経営しているフランチャイズ加盟店で一定の基準を満たしている場合、そのフランチャイズ加盟店に対し、特定の地域において優先的に出店できる権利を付与するための契約

権利金その他金銭に関する事項

権利金 . . . 定めた特定の地域（契約エリア）の範囲や人口密度などにより、当社が決定した金額

加盟金 . . . 1店舗500千円

保証金 . . . 1店舗500千円

ロイヤリティー . . . 「フランチャイズ加盟契約」に定められた金額に一定の率を減額した金額

共通宣伝費 . . . 毎月定額

商標等に関する事項

「フランチャイズ加盟契約」と同様とする。

契約期間に関する事項

契約期間：契約締結日から10年間、但し満期日において有効な個別契約が存続している場合には、当該個別契約の満了日まで。

契約更新：契約期間が満了する6ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による特段の意思表示がない場合、5年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

更新に際しては、フランチャイズ加盟店は当社に対し、更新料として1店舗あたり加盟金の20%の金額を支払う。

契約解除に関する事項

当社は、エリアフランチャイズ加盟店が契約内容に違反した場合、又はエリアフランチャイズ加盟店に法的倒産
手続が開始された場合等にエリアフランチャイズ加盟基本契約を解除することができる。

エリアフランチャイズ契約先

会社名	契約年月	対象エリア
株式会社ティーパティースポーツ	2004年6月	愛知県
株式会社COCOアドバンス	2005年3月	長崎県
GLAD株式会社	2005年8月	北海道
株式会社シンク	2005年10月 2007年12月 2010年5月	四国全域 岡山県 広島県

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は直営店舗の内外装・設備工事、社内OA機器取得、新規システム開発などにより総額186百万円の設備投資を実行いたしました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社の事業所は、本社とゴルフドゥ！直営店24店舗（埼玉県6店舗、東京都5店舗、茨城県1店舗、千葉県3店舗、栃木県1店舗、神奈川県1店舗、兵庫県1店舗、福岡県2店舗、熊本県2店舗、大分県1店舗、佐賀県1店舗）、ゴルフドゥ！荒川沖店（FC店）、ゴルフドゥ！吹上店（FC店）、DODO GOLF 4店舗（埼玉県4店舗）、物流センター2拠点であり、事業所別の設備及び従業員の配置状況は、次のとおりであります。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び構 築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (さいたま市中央区)	全社	統括業務 施設	21,675	- (-)	4,045	25,721	32 (4)
ゴルフドゥ！吹上店 (埼玉県鴻巣市)	フランチャイズ	FC店舗	3,244	- (-)	0	3,244	- (-)
ゴルフドゥ！草加店 (埼玉県草加市)	直営	直営店舗	6,418	- (-)	1,376	7,794	6 (16)
ゴルフドゥ！多摩ニュータウン店 (東京都八王子市)	直営	直営店舗	2,441	- (-)	252	2,694	2 (11)
ゴルフドゥ！深谷店 (埼玉県深谷市)	直営	直営店舗	2,246	- (-)	543	2,790	3 (10)
ゴルフドゥ！花小金井店 (東京都小平市)	直営	直営店舗	1,237	- (-)	507	1,745	4 (8)
ゴルフドゥ！NEXT川越店 (埼玉県川越市)	直営	直営店舗	29,646	- (-)	3,670	33,317	3 (10)
ゴルフドゥ！水戸店 (茨城県水戸市)	直営	直営店舗	3,774	- (-)	779	4,554	3 (10)
ゴルフドゥ！大宮丸ヶ崎店 (さいたま市見沼区)	直営	直営店舗	3,641	- (-)	302	3,944	5 (13)
ゴルフドゥ！NEXT昭島武蔵野店 (東京都昭島市)	直営	直営店舗	22,720	- (-)	6,448	29,168	2 (6)
ゴルフドゥ！新大宮バイパス浦和店 (さいたま市桜区)	直営	直営店舗	6,002	- (-)	241	6,244	2 (11)
ゴルフドゥ！NEXTグローボ蘇我店 (千葉市中央区)	直営	直営店舗	2,610	- (-)	2,093	4,703	4 (12)
ゴルフドゥ！柏店 (千葉県柏市)	直営	直営店舗	4,192	- (-)	365	4,557	2 (8)
ゴルフドゥ！横浜町田インター店 (東京都町田市)	直営	直営店舗	8,035	- (-)	1,070	9,106	5 (15)
ゴルフドゥ！荒川沖店 (茨城県稲敷郡阿見町)	フランチャイズ	FC店舗	4,191	- (-)	0	4,191	- (-)
ゴルフドゥ！環七練馬店 (東京都練馬区)	直営	直営店舗	3,517	- (-)	703	4,221	2 (10)
ゴルフドゥ！宇都宮鶴田店 (栃木県宇都宮市)	直営	直営店舗	7,413	- (-)	2,497	9,911	3 (6)
ゴルフドゥ！厚木店 (神奈川県厚木市)	直営	直営店舗	5,031	- (-)	377	5,408	3 (13)
ゴルフドゥ！成田美郷台店 (千葉県成田市)	直営	直営店舗	5,213	- (-)	843	6,057	2 (7)
ゴルフドゥ！イオンタウン加古川店 (兵庫県加古川市)	直営	直営店舗	1,564	- (-)	155	1,720	4 (7)
ゴルフドゥ！福岡有田店 (福岡市早良区)	直営	直営店舗	9,630	- (-)	-	9,630	2 (3)
ゴルフドゥ！菊陽バイパス店 (熊本県菊陽町)	直営	直営店舗	10,743	- (-)	338	11,081	5 (1)
ゴルフドゥ！東大分店 (大分県大分市)	直営	直営店舗	3,324	- (-)	261	3,586	3 (5)
ゴルフドゥ！佐賀北店 (佐賀県佐賀市)	直営	直営店舗	1,681	- (-)	-	1,681	2 (3)
ゴルフドゥ！春日店 (福岡県春日市)	直営	直営店舗	5,085	- (-)	555	5,641	2 (3)
ゴルフドゥ！熊本南店 (熊本市南区)	直営	直営店舗	166	- (-)	-	166	4 (3)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員 数 (人)
			建物及び構 築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
ゴルフドゥ!NEXTさいたま三室店 (さいたま市緑区)	直営	直営店舗	41,304	- (-)	3,227	44,532	4 (8)
DODO GOLF中浦和西口店 (さいたま市南区)	その他	室内練習場	23,400	- (-)	6,211	29,612	- (-)
DODO GOLF与野西口店 (さいたま市浦和区)	その他	室内練習場	2,766	- (-)	2,613	5,379	- (-)
DODO GOLFさいたま三室店 (さいたま市緑区)	その他	室内練習場	1,692	- (-)	2,356	4,049	- (-)
DODO GOLF志木東口店 (埼玉県新座市)	その他	室内練習場	18,716	- (-)	11,258	29,975	- (-)
日進物流センター (さいたま市北区)	全社	物流施設	12,802	- (-)	582	13,385	8 (11)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員 数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
スクエアツウ・ジャパン 株式会社	本社 (さいたま市中央区)	営業販売	事務所	-	- (-)	-	-	- (-)
	ゴルフドゥ!山口防府店 (山口県防府市)	直営	直営店舗	1,904	- (-)	422	2,326	3 (1)

(注) 1. 帳簿価額の内「その他」は、工具、器具及び備品であります。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

(3) 在外子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)				従業員 数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
The Golf Exchange, Inc.	本社 (米国 カリフォルニア州)	営業販売	事務所	0	- (-)	524	524	3 (3)

(注) 1. 帳簿価額の内「その他」は、工具、器具及び備品であります。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,600,000
計	17,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月24日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,211,284	5,211,284	名古屋証券取引所ネクスト市場	単元株式数 100株
計	5,211,284	5,211,284	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権

(第8回新株予約権)

決議年月日	2021年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員であるものを除く)1
新株予約権の数(個)	400(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式80,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2022年4月1日~2031年8月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 256.5 資本組入額 128.25(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2022年4月1日から2031年8月9日の期間内において、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の一部行使はできない。

本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、「（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

2022年4月1日から2031年8月9日の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「（注）3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

「（注）4. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

b. 新株予約権者が権利行使をする前に、「（注）4. 新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

c. 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

b. 当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権
(第10回新株予約権)

決議年月日	2022年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員であるものを除く)1
新株予約権の数(個)	250(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 50,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3.(2)
新株予約権の行使期間	2023年4月1日~2032年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 181.44 資本組入額 90.72(注)3.(4)
新株予約権の行使の条件	(注)3.(6)
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の数

250 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式50,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準とした額とする。

なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2023年4月1日から2032年6月5日(但し、2032年6月5日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記(3)の期間内において、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たると場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の一部行使はできない。

本新株予約権総数引受契約に違反した場合には行使できないものとする。

4. 新株予約権の割当日

2022年6月6日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社取締役（監査等委員であるものを除く。） 1名 250個

c. 当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権
（第11回新株予約権）

決議年月日	2024年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員であるものを除く）1
新株予約権の数（個）	350（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式70,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注）2
新株予約権の行使期間	2025年4月1日～2054年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 166.28 資本組入額 88.14（注）3.（4）
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2025年4月1日から2054年6月5日の期間内において、当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の一部行使はできない。

本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、「（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

2025年4月1日から2054年6月5日の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「（注）3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

「（注）4．新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

- a．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- b．新株予約権者が権利行使をする前に、「（注）4．新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- c．新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

d．当社の取締役に対して株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権
(第14回新株予約権)

決議年月日	2025年5月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員であるものを除く)1
新株予約権の数(個)	200(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式40,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	2026年4月1日～2055年6月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 164.32 資本組入額 82.16(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数を適切に調整するものとする。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4．新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2026年4月1日から2055年6月3日の期間内において、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の地位を喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権の一部行使はできない。

本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、「（注）1．新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2055年6月3日の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「（注）3．増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

「（注）4．新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

- a．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- b．新株予約権者が権利行使をする前に、「（注）4．新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- c．新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

e. 当社の取締役に対して業績連動型ストック・オプションとして発行する新株予約権
(第15回新株予約権)

決議年月日	2025年8月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(監査等委員であるものを除く)2 従業員 1
新株予約権の数(個)	1,220
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式244,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	201
新株予約権の行使期間	2026年7月1日~2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 228.95 資本組入額 114.48(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の決議による承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式200株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金201円(本新株予約権の発行決議日の前日(取引が成立していない日を除く)における<名古屋証券取引所>における当社株式普通取引の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2026年3月期における、監査済みの当社有価証券報告書の連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載される経常利益を元にした参照指数である「修正経常利益」の額が64百万円を超過、且つ2026年3月期の自社サイト及び他社サイト販売金額合計が2,200百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。なお、「修正経常利益」とは、監査済みの当社有価証券報告書の連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載される経常利益に、本新株予約権に関連して計上される株式報酬費用の影響を排除した株式報酬控除前の経常利益を指す。

新株予約権者は、割当日から権利確定日である2026年6月30日までの期間、継続して当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

本新株予約権の引受契約に違反した場合には行使できないものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、「（注）1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2026年7月1日から2031年6月30日の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日～ 2022年3月31日 (注)1	65,000	2,605,642	9,717	515,838	9,717	9,717
2025年11月1日 (注)2	2,605,642	5,211,284	-	515,838	-	9,717

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。
2. 株式分割(1:2)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数 100株) (注)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	6	39	-	5	5,070	5,121	-
所有株式数 (単元)	-	17	322	797	-	26	50,943	52,105	784
所有株式数の 割合(%)	-	0.03	0.61	1.52	-	0.04	97.76	100.00	-

(注) 自己株式348,400株は、「個人その他」に3,484単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
松田 芳久	埼玉県さいたま市南区	1,284,800	26.42
楠木 哲也	栃木県宇都宮市	243,400	5.00
伊東 龍也	埼玉県東松山市	117,500	2.41
竹田 慎	福岡県福岡市中央区	80,000	1.64
若杉 精三郎	大分県別府市	54,000	1.11
フォーク株式会社	埼玉県加須市土手1丁目11-24	52,800	1.08
今井 みき	埼玉県さいたま市中央区	52,000	1.06
谷口 政人	東京都港区	50,600	1.04
上遠野 俊一	福島県いわき市	45,000	0.92
佐久間 功	埼玉県北足立郡伊奈町	26,000	0.53
計	-	2,006,100	41.25

(注)上記のほか自己株式が348,400株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 348,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,862,100	48,621	-
単元未満株式	普通株式 784	-	-
発行済株式総数	5,211,284	-	-
総株主の議決権	-	48,621	-

(注)当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は2,605,642株増加し、5,211,284株となっております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ゴルフ・ドゥ	埼玉県さいたま市中央区 上落合2丁目3-1	348,400	-	348,400	6.6
計	-	348,400	-	348,400	6.6

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年11月27日)での決議状況 (取得期間 2025年11月28日~2025年11月28日)	150,000	35,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	150,000	30,600,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	4,400,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	12.6
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	12.6

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	348,400	-	348,400	-

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と位置付け、利益配当につきましては、事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を中間配当と期末配当の年2回行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり3円の配当とすることを2026年6月26日開催予定の定時株主総会で決議する予定であります。その結果、当事業年度の配当性向は38.76%となる予定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の充実強化及び今後の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、第39期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。期末配当に関する配当金の総額14,588千円及び1株当たり配当額3円につきましては、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月26日 定時株主総会決議(予定)	14,588	3

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「ゴルフ・ドゥ ブランドを通して、世界の人々に夢と感動と心の満足を提供する」を会社理念とし、ゴルフのリユース市場における先駆者として事業展開を行っております。その中で、遵法経営と株主価値の向上を念頭に置き経営効率を追求し、その結果については透明性の高い情報開示を通じて社会的責任を遂行いたします。また、企業価値の向上と経営の長期安定化を実現するため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題として認識し、諸施策を実施しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

・企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社であり、企業統治体制の主たる機関として、取締役会、監査等委員会、経営会議、会計監査人を設置しております。業務執行上の重要な経営課題については、最初に経営会議で十分な審議、検討を行い、その結果を踏まえて取締役会で会社としての意思決定を下しております。また、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで取締役会が一部業務執行に関する決定権限を経営会議に委譲し、迅速な意思決定による効率的な経営を推進しております。

当社は、有価証券報告書提出日（2026年6月24日）現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち社外取締役1名）及び監査等委員である取締役3名（うち常勤の取締役1名及び社外取締役2名）が在任しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

（注）当社は、2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名及び監査等委員である取締役3名（うち常勤の取締役1名及び社外取締役2名）となります。

イ．取締役会

取締役会は、6名（うち社外取締役3名）で構成され、法令で定められた事項、経営方針及びその他の経営に関する重要事項についての意思決定とともに、取締役の職務の執行を監督しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて開催しております。

構成員（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりであります。

代表取締役会長 松田 芳久
代表取締役社長 佐久間 功（議長）
社外取締役 島田 知子

ロ．監査等委員会

監査等委員会は、3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査に関する重要な事項について内部監査部門より報告を受け協議、決定するとともに、取締役の職務の執行及び内部統制システムの構築、運用を監査、監督しており、毎月1回の定例開催に加え、必要に応じて開催しております。また、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を1名選定しております。

構成員は次のとおりであります。なお、当社と監査等委員との間には特別な利害関係はありません。

監査等委員である取締役 小澤 幸乃（常勤、委員長）
監査等委員である社外取締役 志村 孝典
監査等委員である社外取締役 西野 秀明

ハ．経営会議

経営会議は、取締役（社外取締役を除く。）、各部門長である本部長及び室長で構成され、業務執行上の重要な経営課題について審議、検討を行っております。また、迅速な意思決定による効率的な経営を推進するため、取締役会より一部業務執行に関する決定権限を委譲されており、毎月2回の定例開催に加え、必要に応じて開催しております。

ニ．会計監査人

会計監査人は、2019年6月25日開催の定時株主総会において、監査法人和宏事務所が選任されており、監査等委員会と随時連携し、必要に応じて報告及び協議を行っております。

・企業統治の体制を採用する理由

当社は、2015年6月26日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員会設置会社への移行により、監査等委員である取締役に取締役会における議決権の付与が可能となり、監査及び監督の両面から機能強化を図ることと併せ、取締役の職務執行について一定の牽制を図れることから、現状の企業統治の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

2023年5月12日の取締役会決議にて改定された「内部統制システム構築の基本方針」は以下のとおりであります。

イ．当社並びに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社並びに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。
- ・法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
- ・当社並びに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
- ・当社は内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」並びに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度並びに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- ・当社並びに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
- ・当社並びに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
- ・当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

ロ．当社並びにグループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社並びに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ・当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

ハ．当社並びに当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社並びに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ・全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社並びに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ・事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ・当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

ニ．当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社並びに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ・取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ・業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

- ホ．財務報告に係る適正性を確保するための体制
当社は業務の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。
- ヘ．当社並びに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制
．当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
．グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
．グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
．当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。
- ト．当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。
- チ．前号の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
前号の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。
- リ．当社の監査等委員の当基本方針第ト号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。
- ヌ．その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
．当社並びに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。
．当社並びに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。
- ル．前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。
- ロ．当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- リ．その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
．監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
．監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
．監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることを、及び重要情報を入手できることを保証する。
- ロ．反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
．グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
．グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
．日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者又は関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
．反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

ヨ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当グループ各社の内部統制システムの整備及び運用状況を内部監査部門が確認調査しております。確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正処置を行い適切な内部統制システムの運用に努めております。

コンプライアンスにおいては、会社理念、経営方針、行動規範・指針の認識統一を図っております。なお、法令違反や不正行為の未然防止、早期発見を図るため、社外取締役、監査等委員である社外取締役及び経営管理本部長を窓口とした内部通報制度「ヘルプライン」を整備しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、リスクに対して迅速で適切な対応を図ることができるように、リスクに対する予防、発生した場合の対応及び各部門のリスク管理体制を「リスク管理規程」に定めるとともに、取締役及び従業員に対して法令及び社内規程の遵守と社会的責任の徹底を図っております。また、部門長である本部長が各部門のリスク管理責任者として、各部門のリスク発生の可能性に関する情報を速やかに報告する体制を整えとともに、代表取締役社長を委員長として、代表取締役会長、常勤監査等委員である取締役、各本部長及び内部監査部門で構成するリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備を図っております。リスク管理委員会では、リスクを包括的に把握し、かつ適切に分類してリスクを管理しており、常に最新の管理状態に保つため、四半期に一度の定期開催に加えて必要に応じて開催する際に情報内容の見直しを行っております。なお、リスクが顕在化した場合は緊急対策会議を招集し、対応策について協議することとしており、必要に応じて取り組み状況等を取締役会へ報告し、経営会議と情報の共有を図っております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社の運営面において、全てのステークホルダーに対する説明責任を負っており、各子会社における管理部署を定めて、子会社の管理規程に基づき管理を行っております。また、各子会社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築及び運用しております。なお、当社の内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて子会社の監査を行うこととしております。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、監査等委員である取締役（社外取締役を含む。）及び会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びにそれらの相続人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者は職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

・取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は3名以上とする旨を定款に定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する旨、取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

・取締役会で決議することができる株主総会決議事項

イ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的としております。

ロ．取締役の責任免除

取締役がそれぞれ期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。また、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に損害賠償責任を法令の限度において、限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

ハ．中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会の円満な運営を行うことを目的としております。

・株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

・取締役会の活動状況

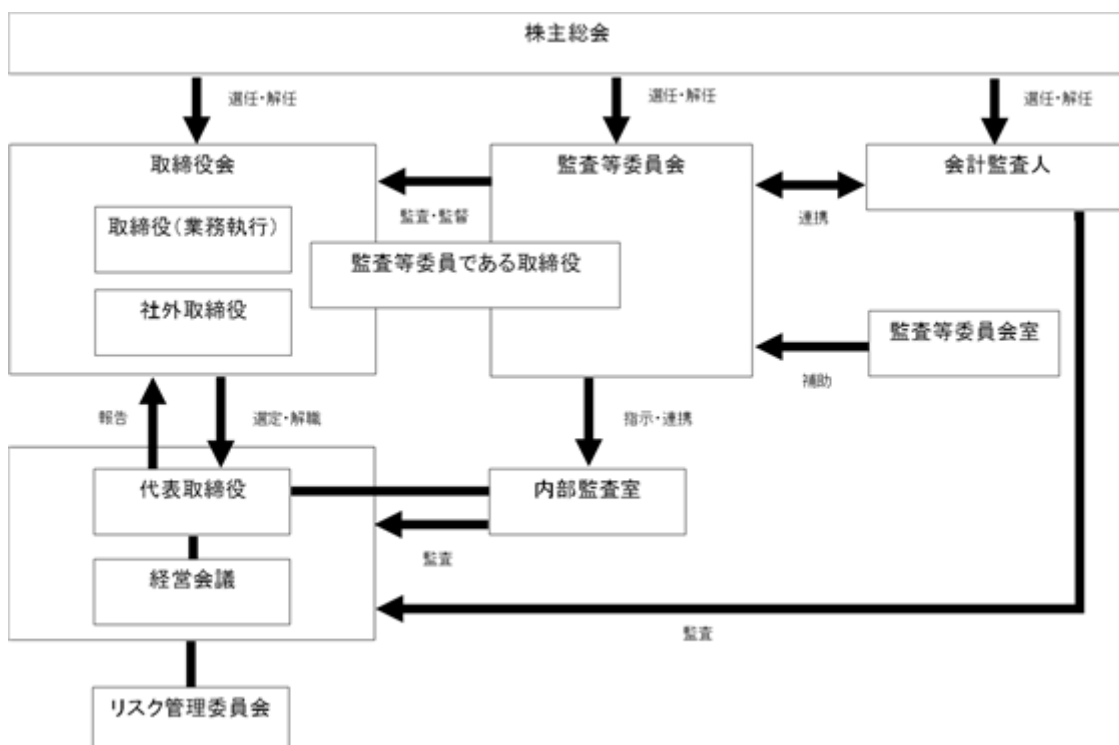
当事業年度において当社は取締役会を月1回の定例開催に加え、必要に応じて開催しており、個々の取締役の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松田 芳久	17	17
佐久間 功	17	17
小澤 幸乃	17	17
志村 孝典	17	12
島田 知子	17	14
西野 秀明	17	16

(注) 取締役会の開催17回のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

取締役会では、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定しております。具体的な検討内容としては、決算、株主総会への付議事項、規程類の制定・改定、金融機関からの借入れ、契約の締結及び組織体制などがあげられます。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



(2) 【役員の状況】

役員一覧

イ.2026年6月24日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりであります。

男性4名 女性2名 (役員のうち女性の比率33.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	松田 芳久	1958年8月21日生	1986年11月 有限会社ボックスグループ設立、代表取締役就任 1987年9月 有限会社プラス・ワン設立、代表取締役就任 1989年2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ改組 代表取締役就任(現任) 1996年9月 スタアダイレクト株式会社取締役就任 2000年4月 有限会社プラス・ワンを株式会社ゴルフ・ドゥへ改組 代表取締役就任 2005年4月 取締役会長就任 2010年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役就任 2021年4月 当社代表取締役会長就任(現任) 2021年4月 スクエアツウ・ジャパン株式会社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,284,800
代表取締役社長	佐久間 功	1974年12月16日生	2000年6月 株式会社アサヒトレーディング入社 2002年6月 当社入社 2007年2月 直営事業本部長就任 2013年4月 執行役員就任 2016年6月 取締役就任 2016年6月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役就任(現任) 2021年4月 当社代表取締役社長就任(現任) 2021年4月 The Golf Exchange, Inc.取締役就任(現任)	(注)3	26,000
取締役	島田 知子	1974年8月24日生	2000年10月 弁護士登録(東京弁護士会)、森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 2007年1月 内閣官房司法制度改革推進室任官 2009年9月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所入所 2010年1月 同事務所パートナー就任(現任) 2022年3月 ベース株式会社社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役(監査等委員)	小澤 幸乃	1955年4月25日生	1986年11月 有限会社ボックスグループ入社 1993年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 2000年4月 当社 取締役就任 2000年9月 常勤監査役就任 2015年6月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	24,000
取締役(監査等委員)	志村 孝典	1959年2月19日生	1988年9月 株式会社水上三洋商会入社 2000年9月 当社 監査役就任 2015年6月 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	15,600
取締役(監査等委員)	西野 秀明	1979年8月8日生	2007年4月 太陽誘電株式会社入社 2015年7月 司法書士まめの木事務所開業、代表(現任) 2023年6月 当社 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	-
計					1,350,400

(注)1. 島田知子、志村孝典及び西野秀明は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 小澤幸乃、委員 志村孝典、委員 西野秀明

3. 2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

4. 2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

5. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。

補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
遠藤 恵子	1965年7月24日生	2002年10月 司法書士遠藤恵子事務所開設 代表者(現任) 2007年5月 埼玉司法書士会 理事 2015年5月 埼玉司法書士会 網紀調査委員(現任)	-

口.2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は以下のとおりとなる予定であります。

男性4名 女性1名（役員のうち女性の比率20.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	松田 芳久	1958年8月 21日生	1986年11月 有限会社ボックスグループ設立、代表取締役就任 1987年9月 有限会社プラス・ワン設立、代表取締役就任 1989年2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ改組 代表取締役就任（現任） 1996年9月 スタアダイレクト株式会社取締役就任 2000年4月 有限会社プラス・ワンを株式会社ゴルフ・ドゥへ改組 代表取締役就任 2005年4月 取締役会長就任 2010年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役就任 2021年4月 当社代表取締役会長就任（現任） 2021年4月 スクエアツウ・ジャパン株式会社代表取締役社長就任（現任）	(注)3	1,284,800
代表取締役社長	佐久間 功	1974年12月 16日生	2000年6月 株式会社アサヒトレーディング入社 2002年6月 当社入社 2007年2月 直営事業本部長就任 2013年4月 執行役員就任 2016年6月 取締役就任 2016年6月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役就任（現任） 2021年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2021年4月 The Golf Exchange, Inc. 取締役就任（現任）	(注)3	26,000
取締役 (監査等委員)	小澤 幸乃	1955年4月 25日生	1986年11月 有限会社ボックスグループ入社 1993年12月 株式会社ボックスグループ 取締役就任 2000年4月 当社 取締役就任 2000年9月 常勤監査役就任 2015年6月 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)4	24,000
取締役 (監査等委員)	志村 孝典	1959年2月 19日生	1988年9月 株式会社水上三洋商会入社 2000年9月 当社 監査役就任 2015年6月 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)4	15,600
取締役 (監査等委員)	西野 秀明	1979年8月 8日生	2007年4月 太陽誘電株式会社入社 2015年7月 司法書士まめの木事務所開業、代表（現任） 2023年6月 当社 取締役（監査等委員）就任（現任）	(注)4	-
計					1,350,400

(注)1. 志村孝典及び西野秀明は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 小澤幸乃、委員 志村孝典、委員 西野秀明

3. 2026年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

4. 2025年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

5. 当社は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。

補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
遠藤 恵子	1965年7月24日生	2002年10月 司法書士遠藤恵子事務所開設 代表者（現任） 2007年5月 埼玉司法書士会 理事 2015年5月 埼玉司法書士会 網紀調査委員（現任）	-

社外役員の状況

当社の社外役員は社外取締役の島田知子氏、志村孝典氏及び西野秀明氏の3名であります。

島田知子氏は非常勤の取締役である社外取締役であります。同氏を社外取締役に選任した理由は、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士資格を有し、特にコンプライアンス・リスク管理の高度な専門知識と幅広い知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくこと、及び、客観的・中立的立場で当社の経営に関する決定について関与いただくことを期待したためであります。なお、同氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

志村孝典氏は非常勤の監査等委員である社外取締役であります。同氏を社外取締役に選任した理由は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、当社社外監査役及び監査等委員である社外取締役として長年の経験を通じ、当社への理解も深いことから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けると判断したものです。なお、同氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、当社株式を15,600株保有しておりますが、当社との間にその他の利害関係はありません。

西野秀明氏は非常勤の監査等委員である社外取締役であります。同氏を社外取締役に選任した理由は、司法書士として法務に関する相当程度の知見を有しており、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、法務について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、社外の独立した視点からの有益な意見を通じ、経営全般に対して監督を行うとともに、会計監査人及び内部統制部門を管掌する取締役等との意見交換等を行っております。また、監査等委員会において監査方針、監査計画、監査実績について意見・情報交換を行い、内部監査室との連携も十分に図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は監査等委員会設置会社であります。有価証券報告書提出日現在、監査等委員会は常勤の取締役1名及び社外取締役2名を含む合計3名で構成されており、各監査等委員は定期的開催される監査等委員会及び取締役会への出席、個々の取締役に対する聞き取り調査などを通じて取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、監査等委員会において、当社並びに子会社の事業状況並びにリスクを検討し、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。

当事業年度中の取締役会及び監査等委員会への監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

	取締役会		監査等委員会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
小澤 幸乃	17	17	13	13
志村 孝典	17	12	13	9
西野 秀明	17	16	13	13

(注) 当事業年度における主な活動状況に記載する取締役会の開催17回のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が2回ありました。

監査等委員会では、監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任と報酬の同意等を決議したほか、当事業年度の具体的な検討内容として、売上予算の達成状況、ECサイトの運営状況、新規店舗および新規事業参入の相当性などを重点監査項目として監査を行っております。また、代表取締役及び各事業本部長に対するヒアリングを行っております。

各監査等委員は取締役会へ出席し、積極的に意見を表明しております。常勤監査等委員は、経営会議及びリスク管理委員会への出席、業務監査として店舗住査並びに定期的に重要書類の閲覧、確認を実施しております。その他に内部監査室から年間監査計画に沿った監査報告と監査結果を受け、必要に応じて検討しております。

内部監査の状況

当社は代表取締役直轄の部門として内部監査室を設置しております。内部監査室には内部監査責任者1名を配置しております。内部監査室は「内部監査規程」及び年次の「内部監査計画書」に基づき、定期的に全部門に対して業務遂行状況を監査しており、不正の防止及び発見とその改善を図るとともに、その結果を定期的に代表取締役へ報告しております。また、内部監査室は当社内部統制の評価を行っております。内部監査並びに内部統制の計画及び結果については、取締役会に対して直接報告しております。なお、内部監査責任者は監査等委員会に毎回出席しており、監査等委員と十分な連携を図っております。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
監査法人和宏事務所
- b. 継続監査期間
7年間
- c. 業務を執行した公認会計士
大塚 尚吾
小澤 公一
- d. 監査業務に係る補助者の構成
当社の会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。
公認会計士 5名
- e. 監査法人の選定方針と理由
同監査法人の独立性、専門性及び監査の品質等を総合的に勘案し、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。
- f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価
監査等委員会は、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（会社計算規則第131条各号）に掲げる項目について、「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の説明を受けるとともに、会計監査人の監査計画、監査方法及び職務の執行状況を確認し、その適正性及び独立性等について評価しております。

監査報酬の内容等

- a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	19,500	-	19,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	19,500	-	19,500	-

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
（前連結会計年度）
該当事項はありません。

（当連結会計年度）
該当事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針
当社の公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の規模、業務の特性、監査日数等を勘案し検討した上で適切と判断し決定しております。
- e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、「d. 監査報酬の決定方針」に基づいていることを確認できたため同意しております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、以下のとおり、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。なお、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して決定いたします。

・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

イ．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬と自社株報酬で構成されるものとし、当社の中長期的な成長と企業価値の増大を目指すにあたって、各事業年度における業績の向上を図るうえでインセンティブとして有効に機能し、業績拡大のコミットメントを高めることを目的とする。また、その決定プロセスの妥当性及び客観性を確保するものとし、個々の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本として決定する。金銭報酬については、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額固定報酬としての基本報酬及び社外取締役を除く取締役のインセンティブ報酬（賞与）としての業績連動報酬とし、自社株報酬については業績連動型ストックオプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストックオプションを基本とする。なお、当社は本決定方針制定時点において、業績連動型ストックオプションを導入していないが、今後、以下の方針を基に、業績連動型ストックオプションの導入の検討を行うものとする。

ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社業績等を考慮しながら総合的に勘案し、取締役会において決定するものとする。

ハ．業績連動報酬に係る業績指標の内容及び業績連動報酬の額の算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度の業績に応じたものとし、基本報酬と合わせて株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内において、定時株主総会後に賞与として金銭で支給する。なお、業績連動報酬は支給率（業績連動係数）が100%のときに基本報酬の20%相当額となり、各事業年度の目標値（業績指標）に対する達成度合い（以下、aという。）と前年度実績に対する比率（以下、bという。）を算出し、それに応じて算定された額を支給するものとする。

業績指標については以下のとおりとする。

a：売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の単年度目標に対する達成率

b：売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の前年度実績に対する比率

aの目標値は従業員と共通の数値設定とする。その数値は全社一丸で目指す目標として一定の妥当性・納得性を考慮し、公表される業績予想とは異なるものとなる場合がある。なお、経営会議での審議、取締役会での承認のもとに決定することで、その決定プロセスの客観性及び透明性を確保することとする。

支給率の算定にあたっては、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、以下の手順にて行うものとする。但し、aの営業利益目標、経常利益目標、当期純利益目標のいずれかがマイナスの場合は、支給はしないものとする。また、bの前年度営業利益、前年度経常利益、前年度当期純利益のいずれかがマイナスの場合は、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益を全て、当事業年度実績との対比が可能な直近事業年度の実績に変更し算定に用いる。

a、bを業績指標ごとに算出する。

に所定のウエイト率を乗じた数値を合算する。

からa、bそれぞれの業績連動係数を0%～250%の範囲で決定する。

a、bの を合算し2で除する。

基本報酬の20%相当の額に を乗じて算定する。

業績指標

指標	ウェイト率
売上高	40%
営業利益	30%
経常利益	20%
当期純利益	10%

業績連動係数

a 目標達成率	120%以上	115%以上 120%未満	110%以上 115%未満	105%以上 110%未満	100%以上 105%未満	95%以上 100%未満	90%以上 95%未満	90%未満
業績連動係数	250%	225%	200%	150%	100%	75%	50%	0%
b 前年度実績 比率	200%以上	180%以上 200%未満	160%以上 180%未満	140%以上 160%未満	120%以上 140%未満	110%以上 120%未満	100%以上 110%未満	100%未満
業績連動係数	250%	225%	200%	150%	100%	75%	50%	0%

二．自社株報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

自社株報酬は、業績連動型ストック・オプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストック・オプションとする。業績連動型ストック・オプションの算定に際しては、役位に応じて設定した付与数につき、あらかじめ定める利益目標の達成で新株予約権を行使できるものとする。株主総会で決議がなされた株式報酬型ストック・オプションは、株主総会で決議がなされた範囲内で、前記ロ．の事項を総合的に勘案した上で付与し、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする。

ホ．基本報酬の額、業績連動報酬の額又は自社株報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社の業績状況等を総合的に勘案して設定するものとし、基本報酬と業績連動報酬の比率の目安は、業績連動係数が最も高い場合である250%において10：5とする。

ヘ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を委任する場合は、次の事項に基づくものとする。

a．第三者に委任することとする場合における委任を受ける者の氏名並びに地位及び担当

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会において、当社代表取締役の決定に一任するものとする。

b．委任権限の内容

代表取締役は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定するものとする。

c．委任理由

各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役に委任するものとする。

d．権限の適切な行使のための措置の内容

代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえて決定するものとする。

・監査等委員である取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の監査等委員である取締役の報酬は金銭報酬とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

金銭報酬は、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額固定報酬を基本報酬とする。

基本報酬の金額は、業務執行に対する監査の実効性確保を最重要視し、独立した立場である監査等委員としての職責、非財務的な観点での経営に対する監督面から総合的に勘案し、監査等委員会において決定するものとする。

なお、監査等委員の個別の報酬等の決定は、監査等委員の全員の同意を要するものとする。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

イ．委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当

当連結会計年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、2025年6月27日開催の取締役会において、当社代表取締役会長である松田芳久氏の決定に一任しております。

ロ．委任権限の内容

代表取締役会長は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定しております。

ハ．委任理由

各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役会長に委任しております。

ニ．権限の適切な行使のための措置の内容

代表取締役会長は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえ決定しております。

以上のことから、取締役会は代表取締役会長による取締役の個人別の報酬等の内容は、決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び社外 取締役を除く)	61,280	42,000	12,747	-	6,532	2
取締役(監査等委員)(社外 取締役を除く)	3,600	3,600	-	-	-	1
社外役員	4,200	4,200	-	-	-	3

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的の株式を投資株式とし、投資株式以外を政策保有株式と区分します。

政策保有株式につきましては、基本的に当社グループ各事業の取引先企業の株式を対象とし、取引経緯、取引額、将来的なビジネスの可能性、保有に伴う便宜やリスクと資本コストとの見合い等を勘案したうえで保有意義を検証し、保有の継続について判断します。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社では中長期的な企業価値向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を保有せず、現在保有している場合には残高を削減することを基本方針といたします。

なお、政策保有株式については、基本的に当社グループの各事業の取引先企業を対象としております。

取引状況の変化及び配当金収益や、株価上昇によるリターンも勘案し、適宜保有に関して検討もしており、具体的な対応については、取締役及び監査等委員である取締役による経済合理性の検証を行い、必要に応じて取締役会に諮っております。

また、政策保有株式として保有する上場株式の議決権に行使にあたり、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点等を踏まえ、総合的に賛否を判断します。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略に関する基本方針

当社グループは、BPR(Business Process Re-engineering)に基づき、多店舗展開における経営法である「利益のピラミッド経営法」を導入し、人材育成を仕組み化するとともに安定した業績の確保を図っております。また、中長期的な企業価値の向上を実現するため、既存事業の収益構造改革及び新規事業の驚異的な成長を重要な経営戦略として位置付けており、経営戦略を完遂するにあたり、人材を最も重要な経営資源の一つと捉え、経営戦略と連動した人材戦略を策定しております。

- ・既存事業の収益構造改革における人材戦略：「利益のピラミッド経営法」に基づく人材育成の強化
- ・新規事業の驚異的な成長を目指すための人材戦略：新たな領域における成長を見据えた人材編成

なお、当社グループは、「社員の幸福が経営の土台である」、「年輪経営による永続企業を目指す」を経営方針としております。どちらの方針も根底には人材があり、人材戦略の根幹を成しております。当社グループにおいて「人」は成長を支える大事な財産であり、且つ当社にとって財産となる人に育てることを念頭に、人材を「人財」と表しております。人材こそが永続企業の基盤になるという思いを持って人材の育つ風土をつくり、育成・教育を行うとともに、人材戦略として人的資本への投資を行っております。

給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針

当社グループにおける、給与その他の給付の額及び内容の決定に関する方針は、以下のとおりであります。

a.従業員(以下、社員といいます。)

社員の給与その他の給付の額及び内容については、人材戦略を踏まえ、中長期的な企業戦略との整合性(達成度合い)を重視し、その役割、責任の大きさ、職務内容、能力及び業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

決定について具体的には、人事評価制度に基づくものであり、人事評価制度は、公正・公平で納得感があり、全社員がモチベーション高く働くことに寄与する評価・処遇の仕組みの実現を目的として、以下の考え方を基本としております。

- ・公正、適正な評価によって、社員の満足度を高め、生産性を向上させる。
- ・会社の長期的な成長、拡大のために社員の人財育成を積極的に行う。
- ・社員の積極性・チャレンジ精神を重んじ、仕事への挑戦の機会を平等に与える。

人事評価制度の指針は以下となります。

- ・会社ならびに社員の目指す成果と行動がリンクするように、成果目標と行動目標を設定することで、社員と会社の目指す方向を統一する。
- ・昇格、昇進、昇給の仕組みが明確となっており、被評定者(社員)のひとりひとりが「成果」と「行動」の結果と、各要件を示すことで実現できるキャリアパスを創造する。
- ・評定者(部門長)による評価の相違を無くすため、目標を全て数値化し「定量的評価」を行う。
- ・「バランスド・スコアカード」の考え方を評価シートに用いることで、どの部署においても公平感と納得感のある目標を設定する。
- ・従業員のレベルやスキルに沿った評価シートにするために、個々に等級や役職、役割によってウェイトの設定を行う。

人事評価については、上期、下期それぞれ半期ごとに、定量的と定性的の二面から行われ、その二面を総合的に勘案して代表取締役が決定いたします。

・定量的評価

評価指標となる「財務の視点」、「顧客の視点」、「業務プロセスの視点」及び「育成と成長の視点」の4項目について成果目標と行動目標を設定し、長期・短期、全社・部門、顧客・従業員などのバランスを維持しながら目標を管理できる「バランスドスコアカード(人事評価シート)」を用いて行われます。

・定性的評価

代表取締役社長が社員全員を個々に面談し、「バランスドスコアカード(人事評価シート)」には表れない点を評価いたします。

給与については、給与規程に基づき、給与テーブルに規定する等級の金額に沿って支給されます。また、等級は9等級に細分化されたものが個人に割り振られており、年2回の人事評価に基づいて昇降格が決まり、その等級に基づいて給与が決定されます。

給与は、基準内給与と基準外給与に分かれており、基準内給与の中心となる基本給は、等級の昇降時の対象額であり、能力や経験によって定められた組織内での地位、身分及び組織上の指揮・命令系統による職場での仕事上の役割を総合評価して決定いたします。

・基準内給与

基本給、業務手当、役職手当、専門職手当、調整手当から構成されております。

・基準外給与

時間外勤務手当、深夜勤務手当、通勤手当、転勤手当、異動手当、住宅手当、役職手当（一定等級以下の役職、店長、副店長）、インストラクター手当から構成されます。

なお、給与には基準内給与と基準外給与の他に賞与があり、原則として会社の業績に応じて年2回支給するもので、等級の決定と同様に年2回の人事評価に基づいて支給額が決定されます。加えて、年2回支給する賞与とは別に決算賞与があり、当社グループ業績の営業利益、経常利益及び当期純利益が各予算を10%超過した場合において支給するもので、10%以降20%、30%・・・と超過が10%ずつ増えることで支給割合も増加されます。

その他給付については、退職金、慶弔金に加えて、10年ごとの節目に現金等を支給する永年勤続表彰及びゴルフ場及びゴルフ練習場を利用した際の費用を一部補助するゴルフプレー費等補助があり、いずれもそれぞれの当該規程に定められた内容に基づいて支給されます。

b. 臨時従業員（以下、クルーといいます。）

クルーの給与その他の給付の額及び内容については、常に向上心をもって業務に取り組んだその成果をしっかりと評価する仕組みを作っており、一人ひとりに対しその役割、責任の大きさ、職務内容への期待を共有し、キャリアパスプランに沿って能力および成果に応じた貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

キャリアパスプランとは、入社時ランクであるトレーニーから始まり、最上位ランクのAスウィングマネージャーまでの10段階からなるロードマップであり、それぞれのランクに応じて評価基準として、トレーニングポイント、目標（個人売上高、テスト点数等を）及び進行管理が設定されており、それぞれのランクに応じて店長、スーパーバイザー、リーダー又は本部長が一人一人のランクを承認いたします。また、それぞれのランクに応じた資格給が設定されており、基本時給と合わせたものがクルーの支給総額となります。なお、ランクの名称は最上位から順に、Aスウィングマネージャー、スウィングマネージャー、スターコーディネーター、トレーナー、スター、クオリティコントローラー、Aクルー、Bクルー、Cクルー、トレーニーとなり、スウィングマネージャー以上は社員登用の対象となります。

給与の額の決定プロセスは以下となり、ランクの昇降格のタイミングに応じて、都度（毎月）行われます。

・本社部門

評価 確認：社員、承認：リーダー

稟議 起案：社員、承認：リーダー、決裁：本部長

・直営店（トレーニー～Aクルー）

評価 確認：スウィングマネージャー以上及び副店長、承認：店長及びエリア店長

稟議 起案：店長、承認：スーパーバイザー、決裁：直営事業本部長

・直営店（スター～Aスウィングマネージャー）

評価 確認：店長及びエリア店長、承認：スーパーバイザー

稟議 起案：店長、承認：スーパーバイザー、決裁：直営事業本部長

その他給付については、10年ごとの節目に現金を支給する永年勤続表彰、ゴルフ場及びゴルフ練習場を利用した際の費用を一部補助するゴルフプレー費等補助（前月に140時間以上の勤務者が対象）があり、それぞれの当該規程に定められた内容に基づいて支給されます。

(2) 【従業員の状況】
連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
直営事業	94	(196)
フランチャイズ事業	3	(-)
営業販売事業	13	(16)
全社(共通)	12	(2)
合計	122	(214)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
117 (210)	40.0	8.2	4,012	4.1

セグメントの名称	従業員数(人)	
直営事業	91	(195)
フランチャイズ事業	3	(-)
営業販売事業	11	(13)
全社(共通)	12	(2)
合計	117	(210)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a. 提出会社

当事業年度				
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1 (注)3		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
0.0	66.7	54.5	89.7	90.3

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 等級、手当が同一であれば労働者の男女間に賃金の額の差異はありません。

b. 連結子会社

当事業年度					
名称	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1 (注)3		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
スクエアツウ・ジャパン(株)	0.0	-	101.8	103.7	-
The Golf Exchange, Inc. (注)4	-	-	-	-	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 等級、手当が同一であれば労働者の男女間に賃金の額の差異はありません。
- 連結子会社のうち、The Golf Exchange, Inc.は女性活躍推進法等(女性活躍推進法又は育児・介護休業法をいう。以下同じ)の公表義務の対象とならない海外子会社のため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人和宏事務所により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会社が適切な会計方針を採用できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、金融庁や企業会計基準委員会のウェブサイトから情報を取得し、また、株式会社プロネクサスの行うセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	891,717	687,111
売掛金	346,039	352,649
商品	1,654,364	1,828,717
短期貸付金	-	1,200
未収還付法人税等	375	367
その他	82,396	63,117
貸倒引当金	266	5,252
流動資産合計	2,974,627	2,927,909
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	540,549	630,626
減価償却累計額及び減損損失累計額	312,923	342,830
建物及び構築物(純額)	227,625	287,796
工具、器具及び備品	360,834	408,115
減価償却累計額及び減損損失累計額	331,726	352,312
工具、器具及び備品(純額)	29,108	55,803
建設仮勘定	29,447	29,882
有形固定資産合計	286,180	373,482
無形固定資産		
ソフトウェア	290,320	257,210
ソフトウェア仮勘定	20,818	17,805
のれん	3,130	-
その他	2,226	2,325
無形固定資産合計	316,496	277,341
投資その他の資産		
投資有価証券	49,766	64,704
長期貸付金	36,083	34,483
敷金及び保証金	164,369	180,748
繰延税金資産	27,658	46,665
その他	20,647	13,380
貸倒引当金	38,251	36,701
投資その他の資産合計	260,274	303,281
固定資産合計	862,952	954,104
資産合計	3,837,579	3,882,014

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	429,950	419,861
短期借入金	900,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	266,640	266,660
未払法人税等	36,080	38,808
賞与引当金	28,135	53,020
ポイント引当金	25,256	18,507
株主優待引当金	19,578	50,558
その他	287,313	316,022
流動負債合計	1,992,954	2,263,439
固定負債		
長期借入金	708,453	441,793
退職給付に係る負債	181,373	170,652
資産除去債務	80,570	89,412
その他	51,329	37,872
固定負債合計	1,021,726	739,730
負債合計	3,014,680	3,003,169
純資産の部		
株主資本		
資本金	515,838	515,838
資本剰余金	169,240	169,240
利益剰余金	81,672	136,498
自己株式	98,208	128,808
株主資本合計	668,544	692,769
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	24,496	34,037
為替換算調整勘定	88,820	99,016
その他の包括利益累計額合計	113,316	133,053
新株予約権	41,038	53,021
純資産合計	822,899	878,844
負債純資産合計	3,837,579	3,882,014

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 5,917,036	1 6,184,822
売上原価	2 3,665,008	2 3,798,278
売上総利益	2,252,027	2,386,543
販売費及び一般管理費	3 2,223,502	3, 4 2,287,479
営業利益	28,524	99,064
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,118	3,999
受取手数料	5,329	4,517
為替差益	-	588
助成金収入	10,163	-
その他	4,094	8,001
営業外収益合計	24,705	17,105
営業外費用		
支払利息	15,380	22,483
為替差損	92	-
その他	425	3,376
営業外費用合計	15,898	25,860
経常利益	37,330	90,310
特別利益		
移転補償金	60,597	-
特別利益合計	60,597	-
特別損失		
固定資産除却損	0	2,514
減損損失	5 28,282	-
店舗閉鎖損失	4,035	-
その他	3,067	-
特別損失合計	35,386	2,514
税金等調整前当期純利益	62,542	87,795
法人税、住民税及び事業税	29,155	44,401
法人税等調整額	15,841	23,963
法人税等合計	44,996	20,437
当期純利益	17,545	67,357
親会社株主に帰属する当期純利益	17,545	67,357

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	17,545	67,357
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,019	9,540
為替換算調整勘定	1,380	10,195
その他の包括利益合計	4,638	19,736
包括利益	22,184	87,094
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,184	87,094
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	515,838	169,240	76,659	98,208	663,530
当期変動額					
剰余金の配当			12,532		12,532
親会社株主に帰属する当期純利益			17,545		17,545
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	5,013	-	5,013
当期末残高	515,838	169,240	81,672	98,208	668,544

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	18,476	90,201	108,678	29,461	801,670
当期変動額					
剰余金の配当					12,532
親会社株主に帰属する当期純利益					17,545
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6,019	1,380	4,638	11,577	16,215
当期変動額合計	6,019	1,380	4,638	11,577	21,229
当期末残高	24,496	88,820	113,316	41,038	822,899

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	515,838	169,240	81,672	98,208	668,544
当期変動額					
剰余金の配当			12,532		12,532
親会社株主に帰属する当期純利益			67,357		67,357
自己株式の取得				30,600	30,600
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	54,825	30,600	24,225
当期末残高	515,838	169,240	136,498	128,808	692,769

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	24,496	88,820	113,316	41,038	822,899
当期変動額					
剰余金の配当					12,532
親会社株主に帰属する当期純利益					67,357
自己株式の取得					30,600
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,540	10,195	19,736	11,982	31,718
当期変動額合計	9,540	10,195	19,736	11,982	55,944
当期末残高	34,037	99,016	133,053	53,021	878,844

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	62,542	87,795
減価償却費	117,328	139,248
のれん償却額	5,632	3,130
長期前払費用償却額	1,651	1,451
株式報酬費用	11,569	10,615
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,847	3,436
賞与引当金の増減額(は減少)	7,541	24,686
ポイント引当金の増減額(は減少)	8,893	6,749
株主優待引当金の増減額(は減少)	4,221	30,980
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	14,467	10,720
受取利息及び受取配当金	5,118	3,999
支払利息	15,380	22,483
移転補償金	60,597	-
減損損失	28,282	-
固定資産除却損	0	2,514
売上債権の増減額(は増加)	41,823	964
棚卸資産の増減額(は増加)	136,576	167,989
仕入債務の増減額(は減少)	7,352	18,819
未払金の増減額(は減少)	4,618	571
未払費用の増減額(は減少)	3,493	5,925
未払消費税等の増減額(は減少)	16,524	25,779
その他	31,790	14,072
小計	13,561	163,448
利息及び配当金の受取額	5,118	3,999
利息の支払額	16,326	22,762
移転補償金の受取額	48,477	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	5,110	34,445
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,941	110,239
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	49,970	166,406
無形固定資産の取得による支出	171,459	46,579
貸付金の回収による収入	1,800	400
敷金及び保証金の回収による収入	7,596	12,479
敷金及び保証金の差入による支出	2,164	18,859
建設協力金の回収による収入	4,755	4,850
投資活動によるキャッシュ・フロー	209,442	214,115
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	230,000	200,000
長期借入れによる収入	640,000	-
長期借入金の返済による支出	482,567	266,640
自己株式の取得による支出	-	30,600
配当金の支払額	12,520	12,567
その他	3	1,374
財務活動によるキャッシュ・フロー	374,916	108,432
現金及び現金同等物に係る換算差額	787	7,701
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	220,627	204,606
現金及び現金同等物の期首残高	671,090	891,717
現金及び現金同等物の期末残高	891,717	687,111

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品

・ゴルフクラブ

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。なお、連結子会社におきましては総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

・ゴルフクラブ以外

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～34年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

ポイント引当金

ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が売上時以外に発行しているポイント等の連結会計年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を計上しております。

株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

連結子会社については退職一時金制度又は確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

直営事業

直営事業は主に直営店舗においてゴルフ用品等の販売を行っております。ゴルフ用品等の販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、直営事業の通販サイトにおける販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

フランチャイズ事業

フランチャイズ事業はフランチャイズ加盟店との契約に基づき主に当社グループの店舗営業システム及び商品データを加盟店が一定期間使用して営業活動することを許諾するライセンスを提供しており、対価としてロイヤリティ収入を受領しております。ロイヤリティ収入は、加盟店の売上高に基づいて生じるものであり、加盟店において商品が販売された時点で収益を認識しております。

営業販売事業

営業販売事業は主に法人に対してゴルフ用品等の卸販売を行っております。ゴルフ用品等の卸販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法によって償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	1,654,364	1,828,717

(2) 重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社グループは、棚卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上しております。当連結会計年度の評価損の金額は38,757千円であり、期首戻入額との差額4,523千円を売上原価に計上しております。

棚卸資産の収益性低下の判定に使用する正味売却価額は、当社設定標準売価を基礎として算出しております。今後の市場状況による収益性の低下が増大すると認められた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の評価損を計上する可能性があります。

2. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	286,180	373,482
無形固定資産	316,496	277,341
減損損失	28,282	-

(2) 重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社グループは、原則として店舗等を基準として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額（当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産又は資産グループの正味売却価額のいずれが高い方の金額）が、帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

そのため、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額を前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度に新たに減損損失が発生する可能性があります。

3. 貸倒引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金（流動）	266	5,252
貸倒引当金（固定）	38,251	36,701
貸倒引当金合計額	38,517	41,953
貸倒引当金繰入額	-	3,436

(2) 重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社グループは、営業債権を回収予定月からの経過期間や債務者等の支払状況等に基づいた信用リスクの程度に応じて、一般債権と貸倒懸念債権等に債権分類しております。

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

一般債権に係る貸倒引当金は、一般債権の期末残高に過去の貸倒実績率を乗じて算出しているため、将来の予想損失率は過去の貸倒実績率に近似するという仮定のもとと計算しております。

また、貸倒懸念債権に係る回収可能性の判断においては、債務者の支払状況等を勘案して、債権の回収可能性を評価しており、回収見込額を主要な仮定としております。

これらは経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、今後の経済動向が債務者の信用リスクに及ぼす影響については不確実であり、これらの影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において貸倒引当金が増減する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(連結貸借対照表関係)

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	1,052,332千円	1,175,958千円
借入実行残高	900,000	1,000,000
差引額	152,332	175,958

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれておりません。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	33,875千円	38,757千円

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給与	498,079千円	478,206千円
地代家賃	289,587	294,990
貸倒引当金繰入額(は戻入額)	-	4,052
賞与引当金繰入額	27,836	54,197
退職給付費用	32,255	28,761
株主優待引当金繰入額	6,612	33,272

4 貸倒引当金繰入額

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当連結会計年度において、当社から「ゴルフドゥ!」フランチャイズ店を運営する企業への売掛債権について、当該企業の経営状況及び財務状況を慎重に検討した結果、回収見込みが不確定であることを保守的に評価し、貸倒引当金繰入額を4,052千円計上しております。

5 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
The Golf Exchange, Inc . (米国 カリフォルニア州)	事務所・店舗設備	リース資産

減損損失の認識に至った経緯

上記の営業販売事業の事務所及び店舗設備については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなったため、帳簿価額全額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損損失の金額及び内容

リース資産 28,282 千円

回収可能価額の算定方法

当該事務所及び店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	9,062千円	14,937千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	9,062	14,937
法人税等及び税効果額	3,043	5,396
その他有価証券評価差額金	6,019	9,540
為替換算調整勘定：		
当期発生額	1,380	10,195
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	1,380	10,195
法人税等及び税効果額	-	-
為替換算調整勘定	1,380	10,195
その他の包括利益合計	4,638	19,736

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,605,642	-	-	2,605,642
合計	2,605,642	-	-	2,605,642
自己株式				
普通株式	99,200	-	-	99,200
合計	99,200	-	-	99,200

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	41,038
合計		-	-	-	-	-	41,038

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,532	利益剰余金	5.00	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,532	利益剰余金	5.00	2025年3月31日	2025年6月30日

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,605,642	2,605,642	-	5,211,284
合計	2,605,642	2,605,642	-	5,211,284
自己株式				
普通株式	99,200	249,200	-	348,400
合計	99,200	249,200	-	348,400

- (注) 1. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 普通株式の発行済株式総数の増加2,605,642株は株式分割によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の増加249,200株は株式分割による99,200株及び自己株式の取得150,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	53,021
合計		-	-	-	-	-	53,021

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	12,532	利益剰余金	5.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定となっております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	14,588	利益剰余金	3.00	2026年3月31日	2026年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	891,717千円	687,111千円
現金及び現金同等物	891,717	687,111

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、需要の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売上債権である売掛金は、営業販売先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金及び社債は、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後10年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、貸付先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 売掛金	346,039	346,039	-
(2) 投資有価証券	49,766	49,766	-
(3) 長期貸付金 1	36,083		
貸倒引当金 2	36,083		
差引	-	-	-
(4) 敷金及び保証金 3	174,283	165,583	8,699
資産計	570,088	561,389	8,699
(5) 短期借入金	900,000	900,000	-
(6) 長期借入金 4	975,093	979,919	4,826
負債計	1,875,093	1,879,919	4,826

- 1 1年以内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。
- 2 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- 3 1年内回収予定の敷金及び保証金は、敷金及び保証金に含めて表示しております。
- 4 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 売掛金	352,649		
貸倒引当金 1	4,052		
差引	348,596	348,596	-
(2) 投資有価証券	64,704	64,704	-
(3) 長期貸付金 2	35,683		
貸倒引当金 3	35,683		
差引	-	-	-
(4) 敷金及び保証金 4	180,748	164,575	16,172
資産計	594,048	577,876	16,172
(5) 短期借入金	1,100,000	1,100,000	-
(6) 長期借入金 5	708,453	715,840	7,387
負債計	1,808,453	1,815,840	7,387

- 1 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
- 2 1年以内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。
- 3 長期貸付金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。
- 4 1年内回収予定の敷金及び保証金は、敷金及び保証金に含めて表示しております。
- 5 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	891,717	-	-	-
売掛金	346,039	-	-	-
長期貸付金	5,400	14,400	15,855	427
敷金及び保証金	9,914	-	-	164,369
合計	1,253,070	14,400	15,855	164,798

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	687,111	-	-	-
売掛金	352,649	-	-	-
長期貸付金	1,200	4,800	29,255	427
敷金及び保証金	-	-	-	180,748
合計	1,040,960	4,800	29,255	181,176

(注) 2. 社債、長期借入金及び短期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	900,000	-	-	-	-	-
長期借入金	266,640	266,660	213,356	122,295	72,042	34,100
合計	1,166,640	266,660	213,356	122,295	72,042	34,100

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	266,660	213,356	120,645	71,042	36,750	-
合計	1,366,660	213,356	120,645	71,042	36,750	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	49,766	-	-	49,766
資産計	49,766	-	-	49,766

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	64,704	-	-	64,704
資産計	64,704	-	-	64,704

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	346,039	-	346,039
長期貸付金	-	-	-	-
敷金及び保証金	-	165,583	-	165,583
資産計	-	511,622	-	511,622
短期借入金	-	900,000	-	900,000
長期借入金	-	979,919	-	979,919
負債計	-	1,879,919	-	1,879,919

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	348,596	-	348,596
長期貸付金	-	-	-	-
敷金及び保証金	-	164,575	-	164,575
資産計	-	513,172	-	513,172
短期借入金	-	1,100,000	-	1,100,000
長期借入金	-	715,840	-	715,840
負債計	-	1,815,840	-	1,815,840

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金、短期借入金

売掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金については、担保及び相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額にほぼ等しいことから、当該価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)
その他有価証券
前連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	49,766	12,593	37,173
	(2) 債券			
	国債・地方 債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	49,766	12,593	37,173
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方 債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		49,766	12,593	37,173

当連結会計年度(2026年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	64,704	12,593	52,110
	(2) 債券			
	国債・地方 債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	64,704	12,593	52,110
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方 債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		64,704	12,593	52,110

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

連結子会社については退職一時金制度又は確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	166,905千円	181,373千円
退職給付費用	32,255	28,761
退職給付の支払額	6,691	28,783
制度への拠出額	11,097	10,699
退職給付に係る負債の期末残高	181,373	170,652

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	181,373千円	170,652千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	181,373	170,652
退職給付に係る負債	181,373	170,652
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	181,373	170,652

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前連結会計年度	32,255千円	当連結会計年度	28,761千円
----------------	---------	----------	---------	----------

3. その他の退職給付に関する事項

当社及び連結子会社の確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 12,112千円、当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 11,703千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
一般管理費の株式報酬費用	11,569	10,615

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第8回ストック・ オプション	第10回ストック・ オプション	第11回ストック・ オプション	第12回ストック・ オプション	第13回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役(監査 等委員であるもの を除く)1名	当社取締役(監査 等委員であるもの を除く)1名	当社取締役(監査 等委員であるもの を除く)1名	当社取締役(監査 等委員であるもの を除く)、従業員 3名	当社取締役(監査 等委員であるもの を除く)2名
株式の種類別のス tock・オプション の数(注)	普通株式 80,000 株	普通株式 50,000 株	普通株式 70,000 株	普通株式 224,000 株	普通株式 220,000 株
付与日	2021年8月10日	2022年6月6日	2024年6月6日	2024年6月6日	2024年9月11日
権利確定条件	付与日(2021年8月 10日)以降、権利確 定日(2022年3月31 日)まで継続して勤 務していること。	付与日(2022年6月 6日)以降、権利確 定日(2023年3月31 日)まで継続して勤 務していること。	付与日(2024年6月 6日)以降、権利確 定日(2025年3月31 日)まで継続して勤 務していること。	付与日(2024年6月 6日)以降、権利確 定日(2025年3月31 日)まで継続して勤 務していること。	付与日(2024年9月 11日)以降、権利確 定日(2025年3月31 日)まで継続して勤 務していること。
対象勤務期間	自 2021年8月10日 至 2022年3月31日	自 2022年6月6日 至 2023年3月31日	自 2024年6月6日 至 2025年3月31日	自 2024年6月6日 至 2025年3月31日	自 2024年9月11日 至 2025年3月31日
権利行使期間	自 2022年4月1日 至 2031年8月9日	自 2023年4月1日 至 2032年6月5日	自 2025年4月1日 至 2054年6月5日	自 2025年7月1日 至 2030年6月30日	自 2025年7月1日 至 2030年6月30日

	第14回ストック・ オプション	第15回ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役(監査 等委員であるもの を除く)1名	当社取締役(監査 等委員であるもの を除く)2名 従業員1名
株式の種類別のス tock・オプション の数(注)	普通株式 40,000 株	普通株式 244,000 株
付与日	2025年6月4日	2025年9月17日
権利確定条件	付与日(2025年6月 4日)以降、権利確 定日(2026年3月31 日)まで継続して勤 務していること。	付与日(2025年9月 17日)以降、権利確 定日(2026年6月30 日)まで継続して勤 務していること。
対象勤務期間	自 2025年6月4日 至 2026年3月31日	自 2025年9月17日 至 2026年6月30日
権利行使期間	自 2026年4月1日 至 2055年6月3日	自 2026年7月1日 至 2031年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2025年11月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第8回ストック・オプション	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	-	-	-	224,000	220,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	224,000	220,000
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	80,000	50,000	70,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	80,000	50,000	70,000	-	-

	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	40,000	244,000
失効	-	-
権利確定	40,000	-
未確定残	-	244,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	40,000	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	40,000	-

(注) 2025年11月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第8回ストック・オプション	第10回ストック・オプション	第11回ストック・オプション	第12回ストック・オプション	第13回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり1	1株当たり191	1株当たり193
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	新株予約権 1個当たり51,100	新株予約権 1個当たり36,087	新株予約権 1個当たり33,055	新株予約権 1個当たり6,559	新株予約権 1個当たり6,150

	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1株当たり1	1株当たり201
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	新株予約権 1個当たり32,663	新株予約権 1個当たり5,589

(注) 2025年11月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第14回ストック・オプション及び第15回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第14回ストック・オプション	第15回ストック・オプション
株価変動性(注)1	38.40%	16.87%
予想残存期間(注)2	10年	3.29年
予想配当(注)3	5円/株	5円/株
無リスク利率(注)4	1.51%	1.00%

(注) 1. 第14回は10年間(2015年6月5日から2025年6月4日)及び第15回は3.29年間(2022年6月3日から2025年9月17日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2025年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。なお、業績条件付ストック・オプションについては、業績条件の達成見込みに基づき、権利不確定による失効数を見積る方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当連結会計年度 (2026年 3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注)	2,883千円	6,081千円
契約負債	3,222	7,627
ポイント引当金	7,693	5,802
賞与引当金	8,525	16,623
未払事業税	2,752	5,742
株式報酬費用	12,497	16,193
未実現利益	4,866	1,852
減価償却費	5	-
貸倒引当金	947	1,463
資産除去債務	24,616	28,109
退職給付に係る負債	55,298	53,572
連結納税加入時の時価評価	10,719	10,990
その他	23,783	32,920
繰延税金資産小計	157,814	186,980
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	2,504	2,773
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	105,259	107,887
評価性引当額小計	107,763	110,660
繰延税金資産合計	50,050	76,320
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	10,378	11,941
その他	12,012	17,713
繰延税金負債合計	22,391	29,654
繰延税金資産の純額	27,658	46,665

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度 (2025年 3月31日) (千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	2,883	2,883
評価性引当額	-	-	-	-	-	2,504	2,504
繰延税金資産	-	-	-	-	-	379	(2) 379

(1) 税務上の欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(2) 将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断された金額についてのみ、繰延税金資産を計上しております。

当連結会計年度 (2026年 3月31日)

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	6,081	6,081
評価性引当額	-	-	-	-	-	2,773	2,773
繰延税金資産	-	-	-	-	-	3,308	(2) 3,308

(1) 税務上の欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

(2) 将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断された金額についてのみ、繰延税金資産を計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.46%	30.46%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.21	3.37
住民税均等割	10.77	5.11
評価性引当額の増減	19.54	4.65
(海外)子会社の税率差異	0.33	0.12
外形標準課税	3.75	-
法人税額の特別控除	-	7.24
その他	2.89	3.65
税効果会計適用後の法人税等の負担率	71.95	23.28

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

事務所及び店舗用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から固定資産の耐用年数と見積り、割引率は国債の流通利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	86,986千円	80,570千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	8,142
時の経過による調整額	674	699
資産除去債務の履行による減少額	7,090	-
その他増減額(は減少)	-	-
期末残高	80,570	89,412

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	直営	フランチャイズ	営業販売	アパレル	
東日本	3,731,150	428,780	242,674	46,675	4,449,280
西日本	893,637	-	-	-	893,637
国外(米国)	-	-	574,118	-	574,118
顧客との契約から生じる収益	4,624,787	428,780	816,792	46,675	5,917,036
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	4,624,787	428,780	816,792	46,675	5,917,036

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他	合計
	直営	フランチャイズ	営業販売	計		
東日本	3,820,652	522,967	78,355	4,421,975	8,885	4,430,860
西日本	964,043	-	-	964,043	-	964,043
国外(米国)	-	-	789,918	789,918	-	789,918
顧客との契約から生じる収益	4,784,696	522,967	868,273	6,175,937	8,885	6,184,822
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	4,784,696	522,967	868,273	6,175,937	8,885	6,184,822

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、無人インドアゴルフ練習場事業を含んでおります。

2. 前連結会計年度においてアパレル事業の「シューラルー」フランチャイズ契約終了に伴いアパレル事業は終了したため、当連結会計年度より報告セグメントは「直営事業」、「フランチャイズ事業」及び「営業販売事業」の3事業となっております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益の理解するための情報は「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	305,048千円	346,039千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	346,039千円	352,649千円
契約負債(期首残高)	13,387千円	10,581千円
契約負債(期末残高)	10,581千円	24,326千円

前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、本社に各事業本部を置き、取り扱う製品・サービスについて国内の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業本部を基礎とした販売・サービス別のセグメントから構成されており、「直営事業」、「フランチャイズ事業」及び「営業販売事業」の3つを報告セグメントとしております。

「直営事業」は、ゴルフクラブの小売り及び買取りを中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフドゥ！」の直営店舗運営並びにECサイト「ゴルフドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」並びにECモールに出店する「ゴルフドゥ 中古クラブ楽天市場店」及び「メルカリShops ゴルフドゥ！」の運営、「フランチャイズ事業」は、「ゴルフドゥ！」のフランチャイズチェーン本部の運営及び新規フランチャイズ加盟店の開拓、「営業販売事業」は、ゴルフ用品の卸販売及びECモールに出店する「GOLF J - WINGS」の運営を行っていましたが、事業体制の見直しを兼ねて2025年7月に「GOLF J - WINGS」、同8月に国内卸販売（一部を除く）をそれぞれ休止しております。

なお、前連結会計年度において「アパレル事業」の「シューラルー」のフランチャイズ契約を終了したことにより、「アパレル事業」を報告セグメントから除外しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務諸表計上額 (注)2
	直営	フラン チャイズ	営業販売	アパレル	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	4,624,787	428,780	816,792	46,675	5,917,036	-	5,917,036
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	16,168	166,477	-	182,646	182,646	-
計	4,624,787	444,948	983,270	46,675	6,099,682	182,646	5,917,036
セグメント利益又は 損失()	338,497	69,892	16,305	2,394	389,690	361,165	28,524
セグメント資産	2,112,367	313,796	312,316	8,528	2,747,008	1,090,571	3,837,579
その他の項目							
減価償却費	66,994	27,874	16,266	89	111,225	6,103	117,328
のれんの償却額	5,632	-	-	-	5,632	-	5,632
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	93,142	157,558	152	-	250,854	108	250,963

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
 - (3) その他の項目の調整額は、各報告セグメントに配分されていない全社費用及び全社資産であります。
2. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸表計上額 (注)3
	直営	フラン チャイズ	営業販売	計				
売上高								
外部顧客への売上高	4,784,696	522,967	868,273	6,175,937	8,885	6,184,822	-	6,184,822
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	16,411	94,725	111,137	-	111,137	111,137	-
計	4,784,696	539,378	962,999	6,287,074	8,885	6,295,959	111,137	6,184,822
セグメント利益又は 損失()	439,930	101,966	13,683	555,580	45,488	510,091	411,027	99,064
セグメント資産	2,280,262	305,859	316,161	2,902,284	71,581	2,973,865	908,148	3,882,014
その他の項目								
減価償却費	75,489	44,442	403	120,334	13,738	134,072	5,176	139,248
のれんの償却額	3,130	-	-	3,130	-	3,130	-	3,130
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	71,283	38,937	1,721	111,942	79,429	191,371	4,931	196,303

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、無人インドアゴルフ練習場事業を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに帰属しない全社資産であります。
- (3) その他の項目の調整額は、各報告セグメントに配分されていない全社費用及び全社資産であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
5,394,904	789,918	6,184,822

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	直営	フランチャイズ	営業販売	アパレル	合計
減損損失	-	-	28,282	-	28,282

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	直営	フランチャイズ	営業販売	アパレル	合計
当期償却額	5,632	-	-	-	5,632
当期末残高	3,130	-	-	-	3,130

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	直営	フランチャイズ	営業販売	合計
当期償却額	3,130	-	-	3,130
当期末残高	-	-	-	-

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものではありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	155.97円	169.82円
1株当たり当期純利益	3.50円	13.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3.40円	12.98円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	17,545	67,357
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	17,545	67,357
普通株式の期中平均株式数(株)	5,012,884	4,950,829
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	143,296	238,866
(うち新株予約権(株))	(143,296)	(238,866)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2024年5月20日開催の取締役会決議による第12回新株予約権 新株予約権の数 1,120個 (普通株式 224,000株) 2024年8月26日開催の取締役会決議による第13回新株予約権 新株予約権の数 1,100個(普通株式 220,000株)	2025年8月29日開催の取締役会決議による第15回新株予約権 新株予約権の数 1,220個 (普通株式 244,000株)

(注) 2. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当社は、2026年3月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社の事業の一部(ゴルフドゥ!山口防府店)を当社へ譲渡することを決議し、2026年4月1日付で譲受け、「ゴルフドゥ!」直営店に転換いたしました。

1. 取引の概要

(1) 対象となる事業の内容

当社の連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社が運営する「ゴルフドゥ!山口防府店」

(2) 事業譲渡日

2026年4月1日

(3) 事業譲渡の法的形式

スクエアツウ・ジャパン株式会社を事業譲渡会社、当社を事業譲受会社とする金銭を対価とした譲受

(4) 事業譲渡後の企業の名称

変更なし

(5) その他取引の概要に関する事項

ゴルフドゥ!山口防府店は2001年にフランチャイズ店としてオープンし、一度の移転を挟んで2015年に当社の連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社が営業権を取得して運営していましたが、現在、スクエアツウ・ジャパン株式会社は事業の見直しを図っており、本譲受けにより直営店に転換し、地域に根差した良さを残しつつ、直営店との一体的な運営体制に移行することが最善と判断いたしました。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定であります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	900,000	1,100,000	1.40	-
1年以内に返済予定の長期借入金	266,640	266,660	1.38	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	708,453	441,793	1.73	2027年～2031年
合計	1,875,093	1,808,453	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	213,356	120,645	71,042	36,750

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,584,077	3,072,094	4,607,244	6,184,822
税金等調整前中間(当期)(四半期) 純利益(千円)	72,793	98,405	130,364	87,795
親会社株主に帰属する中間(当期)(四半期) 純利益(千円)	47,792	63,881	87,645	67,357
1株当たり中間(当期)(四半期) 純利益(円)	9.53	12.74	17.60	13.61

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり 四半期純損失()(円)	9.53	3.21	4.84	4.17

(注) 1. 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2. 当社は、2025年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間(当期)(四半期)純利益又は1株当たり四半期純損失を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	720,276	536,060
売掛金	2,263,830	263,489
商品	1,473,186	1,705,067
その他	102,789	61,648
貸倒引当金	-	5,252
流動資産合計	2,560,082	2,561,012
固定資産		
有形固定資産		
建物	202,273	259,832
その他	81,466	110,798
有形固定資産合計	283,739	370,631
無形固定資産		
ソフトウェア	290,320	257,210
ソフトウェア仮勘定	20,818	17,805
のれん	3,130	-
その他	2,226	2,325
無形固定資産合計	316,496	277,341
投資その他の資産		
関係会社株式	214,856	214,856
長期貸付金	36,083	34,483
敷金及び保証金	161,608	177,929
繰延税金資産	29,480	54,756
その他	18,479	11,213
貸倒引当金	36,083	34,533
投資その他の資産合計	424,425	458,706
固定資産合計	1,024,661	1,106,678
資産合計	3,584,743	3,667,691

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 317,586	279,748
短期借入金	1 900,000	1 1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	266,640	266,660
未払法人税等	34,330	38,821
賞与引当金	25,346	48,821
ポイント引当金	25,256	18,507
株主優待引当金	19,578	50,558
その他	263,027	2 295,879
流動負債合計	1,851,766	2,098,996
固定負債		
長期借入金	708,453	2 541,793
退職給付引当金	179,670	168,550
資産除去債務	78,179	87,001
その他	2 40,300	37,800
固定負債合計	1,006,603	835,144
負債合計	2,858,369	2,934,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	515,838	515,838
資本剰余金		
資本準備金	9,717	9,717
その他資本剰余金	159,523	159,523
資本剰余金合計	169,240	169,240
利益剰余金		
利益準備金	5,012	6,266
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	93,451	117,991
利益剰余金合計	98,464	124,257
自己株式	98,208	128,808
株主資本合計	685,335	680,528
新株予約権	41,038	53,021
純資産合計	726,374	733,550
負債純資産合計	3,584,743	3,667,691

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 5,057,736	1 5,248,629
売上原価		
商品期首棚卸高	1,329,660	1,473,186
当期商品仕入高	1 3,193,275	1 3,326,904
合計	4,522,936	4,800,090
他勘定振替高	39,829	39,288
商品期末棚卸高	1,473,186	1,705,067
商品売上原価	3,009,919	3,055,735
売上総利益	2,047,816	2,192,893
販売費及び一般管理費	1, 2 2,043,641	1, 2 2,139,567
営業利益	4,175	53,326
営業外収益		
受取利息及び配当金	740	1,497
受取手数料	1 40,487	1 21,517
その他	4,098	7,415
営業外収益合計	45,326	30,431
営業外費用		
支払利息	15,261	1 22,948
為替差損	21	28
その他	366	2,702
営業外費用合計	15,649	25,679
経常利益	33,851	58,078
特別利益		
移転補償金	60,597	-
特別利益合計	60,597	-
特別損失		
固定資産除却損	0	2,514
店舗閉鎖損失	4,035	-
その他	3,067	-
特別損失合計	7,103	2,514
税引前当期純利益	87,346	55,564
法人税、住民税及び事業税	25,725	42,515
法人税等調整額	16,124	25,276
法人税等合計	41,850	17,238
当期純利益	45,496	38,325

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	515,838	9,717	159,523	169,240	3,759	61,740	65,500	98,208	652,371	29,461	681,833
当期変動額											
剰余金の配当						12,532	12,532		12,532		12,532
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					1,253	1,253	-		-		-
当期純利益						45,496	45,496		45,496		45,496
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-	11,577	11,577
当期変動額合計	-	-	-	-	1,253	31,710	32,963	-	32,963	11,577	44,540
当期末残高	515,838	9,717	159,523	169,240	5,012	93,451	98,464	98,208	685,335	41,038	726,374

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本									新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	515,838	9,717	159,523	169,240	5,012	93,451	98,464	98,208	685,335	41,038	726,374
当期変動額											
剰余金の配当						12,532	12,532		12,532		12,532
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					1,253	1,253	-		-		-
当期純利益						38,325	38,325		38,325		38,325
自己株式の取得								30,600	30,600		30,600
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									-	11,982	11,982
当期変動額合計	-	-	-	-	1,253	24,540	25,793	30,600	4,806	11,982	7,175
当期末残高	515,838	9,717	159,523	169,240	6,266	117,991	124,257	128,808	680,528	53,021	733,550

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・ゴルフクラブ

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

・ゴルフクラブ以外

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～34年

構築物 8～20年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却をしております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が売上時以外に発行しているポイント等の事業年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 直営事業

直営事業は主に直営店舗においてゴルフ用品等の販売を行っております。ゴルフ用品等の販売については、商品の引渡時点において履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。なお、直営事業の通販サイトにおける販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(2) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業はフランチャイズ加盟店との契約に基づき主に当社グループの店舗営業システム及び商品データを加盟店が一定期間使用して営業活動することを許諾するライセンスを提供しており、対価としてロイヤリティ収入を受領しております。ロイヤリティ収入は、加盟店の売上高に基づいて生じるものであり、加盟店において商品が販売された時点で収益を認識しております。

(3) 営業販売事業

営業販売事業は主に法人に対してゴルフ用品等の卸販売を行っております。ゴルフ用品等の卸販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の販売において、出荷時から顧客に引渡される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
商品	1,473,186	1,705,067

(2) 重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社は、棚卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上しております。当事業年度の評価損の金額は32,157千円であり、期首戻入額との差額3,638千円を売上原価に計上しております。

棚卸資産の収益性低下の判定に使用する正味売却価額は、当社設定標準売価を基礎として算出しております。今後の市場状況による収益性の低下が増大すると認められた場合には、翌事業年度の財務諸表において追加の評価損を計上する可能性があります。

2. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	283,739	370,631
無形固定資産	316,496	277,341
減損損失	-	-

(2) 重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社は、原則として店舗等を基準として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額（当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産又は資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額）が、帳簿価額を下回った場合、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

そのため、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額を前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度に新たに減損損失が発生する可能性があります。

3. 貸倒引当金の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金（流動）	-	5,252
貸倒引当金（固定）	36,083	34,533
貸倒引当金合計額	36,083	39,786
貸倒引当金繰入額	-	3,702

(2) 重要な会計上の見積りに関するその他の情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)3.貸倒引当金の見積り(2)重要な会計上の見積りに関するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	1,000,000千円	1,120,000千円
借入実行残高	900,000	1,000,000
差引額	100,000	120,000

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	28,513千円	- 千円
短期金銭債務	13,481	4,270
長期金銭債務	1,000	100,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	20,523千円	17,554千円
仕入高	176,214	103,469
営業取引以外の取引による取引高	35,281	17,624

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度91%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売促進費	76,374千円	33,860千円
給与	463,233	443,302
雑給	222,434	245,619
地代家賃	285,511	290,678
減価償却費	100,914	138,673
賞与引当金繰入額	24,685	48,273
退職給付費用	32,001	28,362
株主優待引当金繰入額	6,612	33,272

(有価証券関係)

子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
子会社株式	214,856	214,856

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	1千円	1千円
未払事業税	2,752	5,742
株式報酬費用	12,497	16,193
貸倒引当金	10,990	12,966
賞与引当金	7,720	15,308
ポイント引当金	7,693	5,802
退職給付引当金	54,726	52,849
資産除去債務	23,813	27,279
その他	22,659	37,233
繰延税金資産小計	142,855	173,377
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	103,247	106,886
評価性引当額小計	103,247	106,886
繰延税金資産合計	39,607	66,490
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	10,127	11,734
繰延税金負債合計	10,127	11,734
繰延税金資産の純額	29,480	54,756

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.46%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.95	
住民税均等割	7.30	
評価性引当額の増減	3.04	
外形標準課税	2.68	
その他	1.48	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.91	

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

連結財務諸表「重要な後発事象(共通支配下の取引等)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	202,273	87,342	2,514	27,269	259,832	311,871
	構築物	23,136	5,266	-	2,342	26,059	20,876
	工具、器具 及び備品	28,882	53,172	0	27,198	54,856	324,327
	建設仮勘定	29,447	141,654	141,219	-	29,882	-
	計	283,739	287,435	143,733	56,810	370,631	657,075
無形 固定資産	ソフトウェア	290,320	48,752	-	81,863	257,210	-
	ソフトウェア 仮勘定	20,818	29,748	32,761	-	17,805	-
	のれん	3,130	-	-	3,130	-	-
	商標権	1,303	280	-	181	1,401	-
	その他	923	-	-	-	923	-
	計	316,496	78,781	32,761	85,175	277,341	-

(注) 当期増加額のうち主な資産は次のとおりであります。

直営店舗・事務所 設備	131,996千円
直営店舗・事務所関連プログラム	30,521千円
ネット関連プログラム	15,218千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	36,083	5,252	1,550	39,786
退職給付引当金	179,670	17,663	28,783	168,550
ポイント引当金	25,256	18,507	25,256	18,507
賞与引当金	25,346	48,821	25,346	48,821
株主優待引当金	19,578	50,558	19,578	50,558

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社アイ・アール ジャパン
取次所 買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.golfdco.co.jp
株主に対する特典	株主優待制度を実施しております。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第38期）（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月26日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月26日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第39期中）（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年5月13日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

2025年7月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2025年11月1日 至 2025年11月30日）2025年12月9日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月23日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 尚吾

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当連結会計年度末における商品残高は、1,828,717千円である。会社及び連結子会社は、棚卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上している。</p> <p>商品残高が連結総資産に占める割合は47.1%（前連結会計年度末は43.1%）であり、当社の進めるEC戦略の強化の一環としての商品仕入の増加に伴い依然として金額的重要性が高い。</p> <p>また、収益性低下の判定に使用する正味売却価額の見積りには、特に当社の扱う商品は嗜好品であり中古品が多くを占めることから、外部環境の影響を受けやすく、将来の販売価額や滞留商品の販売施策の決定等において、経営者による主観的な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれている。</p> <p>上記のとおり、商品の評価にあたっては経営者による主観的な判断や不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、商品の評価を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 当連結会計年度末の商品数量及び将来の販売価額を確定させるための内部統制の整備及び運用状況を評価する手続を実施した。</p> <p>(2) 内部統制の評価結果に基づき、実証手続として、以下の手続を実施した。</p> <p>倉庫及び店舗における実地棚卸に対して立会手続を実施した。</p> <p>商品の評価に関する経営者による見積りの方法とその基礎データに関して、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者の見積りの方法に関し、概要を把握するとともに、適用の継続性について検討した。 ・ 将来の販売価額や販売施策の決定等に関し、経営者が使用する仮定について質問した。 ・ 経営者による見積りの仮定の合理性を検討するため、過去の見積りと当期の販売実績とを比較した。 ・ 商品の評価に関する基礎データの網羅性と正確性について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゴルフ・ドゥの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ゴルフ・ドゥが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月23日

株式会社ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

監査法人和宏事務所

東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 尚吾

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 公一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフ・ドゥの2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

商品の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末における商品残高は、1,705,067千円である。会社は、棚卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上している。</p> <p>商品残高が総資産に占める割合は46.5%（前事業年度末は41.1%）であり、当社の進めるE C戦略の強化の一環としての商品仕入の増加に伴い依然として金額的重要性が高い。</p> <p>また、収益性低下の判定に使用する正味売却価額の見積りには、特に当社の扱う商品は嗜好品であり中古品が多くを占めることから、外部環境の影響を受けやすく、将来の販売価額や滞留商品の販売施策の決定等において、経営者による主観的な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれている。</p> <p>上記のとおり、商品の評価にあたっては経営者による主観的な判断や不確実性を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、（商品の評価）が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略する。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。